

平成 21 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 2 号）

1、本日の出席議員（ 23 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
6 番	佐 藤 文 昭	7 番	佐々木 正 明
8 番	小 川 正 文	9 番	伊 藤 知
10 番	加 藤 照 美	11 番	佐々木 弘 志
12 番	村 上 次 郎	13 番	菊 地 衛
14 番	佐々木 清 勝	15 番	榊 原 均
16 番	竹 内 賢	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市	19 番	佐々木 平 嗣
20 番	池 田 甚 一	21 番	本 藤 敏 夫
22 番	佐々木 正 己	23 番	山 田 明
24 番	竹 内 睦 夫		

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

5 番 宮 崎 信 一

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 佐藤 文 一 局長補佐 佐藤 谷 博 之
議事調査係長 佐藤 正 之 主 査 佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	齋 藤 隆 一
健康福祉部長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	伊 藤 賢 二
建 設 部 長	佐々木 秀 明	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガス水道局長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
総務部総務課長	森 鉄 也	財 政 課 長	佐 藤 家 一
会 計 管 理 者	大 場 久	市 民 課 長	木 内 利 雄
健康推進課長	三 浦 美 江 子	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	齋 藤 美 枝 子
商 工 課 長	森 孝 良	文 化 財 保 護 課 長	佐々木 正 憲

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第2号

平成21年3月2日(月曜日)午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

午前10時01分 開議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は23人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

初めに、4番池田好隆議員の一般質問を許します。4番池田好隆議員。

【4番(池田好隆君)登壇】

4番(池田好隆君) おはようございます。

通告しております2点につきまして、質問をいたします。

第1点は、21年度予算についてであります。4点ばかり通告してございます。第1点は、予算編成の基本方針と予算規模についてであります。予算規模につきましては、市政報告の段階で、対前年に比べて7.2%増という報告があったわけですが、基本方針に関してであります。報告の中でも、歳出の削減には積極的に取り組むと、また、にかほ市総合発展計画、これについても着実に取り組んでいくと。また、現下の緊急雇用の対策についても積極的に取り組むと、こういうふうなお話がなされております。私が見るところでは、21年度の予算編成は、ただいま申し上げましたようなバランスに配慮した予算編成なのかなというふうな感を強く持つわけですが、この21年度の予算編成の基本的な考え方、積極的な予算なのか、あるいは、緊縮型の予算なのか、この点について、お伺いをいたします。

二つ目であります。重点施策は何かということでございます。市政報告の段階では、予算についての話と総合発展計画、それに続いて市政報告、こういった枠組みで市政報告がなされております。重点施策、これは特に何なのかということをお伺いいたします。

三つ目でございます。行政改革、これについても計画どおり取り組んでいくと、こういうふうなお話がございました。事業の見直しを含めた行政改革への取り組み、こういったものについての主

な事項、それはどういうことなのか、この点についてもお伺いいたします。

四つ目であります。財政の問題でございます。19年度決算後の財政の主要指標、公債比率以下であります。これについては数値が示されておりますので、承知いたしておりますが、この21年度予算編成後のこういった基本的な財政指標、これがどういうふうになるのかということをお伺いいたします。

大きな二つ目でございます。経済雇用対策であります。国では、100年に一度あるかないかという不況であるということから、切れ目のない財政出動というふうなことで、俗に「三段ロケット」と、こういうふうに言われておりますけれども、75兆円にも上る大幅な財政出動をしているわけでございます。中身をちょっと見てみますと、2008年度の第一次補正、これにつきましては、11兆を超える金額。さらには、第二次補正、これについては27兆円、さらに、2009年度、本年度の予算、あるいは税制改正、こういったもので37兆円、総額75兆円にわたる大幅な財政出動であります。さらに、昨今は、2009年度予算につきましても、さらに補正を検討するかと、こういったような新聞報道等がなされておる状況であります。こういった国による75兆円にもわたる大幅な財政出動、これは歳入、あるいは歳出面、本市にもいろいろ影響があると思っておりますが、主にこういった点で影響があるのかどうか、この点をお伺いいたします。

それから、二つ目であります。男女別の求職者数でございますけれども、市政報告では、1月末679名というふうな報告がございました。2月1日現在ですから、そんなに違いはないと思っておりますが、通告しておりますので、再度お伺いいたします。また、求職者の就職動向といいますが、わかる範囲内で結構ですが、こういった状況なのか。どこでもいいという状況なのか、あるいはもうちょっと求職者といいますが、その就職動向みたいなものを何かつかんでおりましたら、御説明いただきたいと、こう思います。

それから、三つ目であります。国による新雇用対策、いろいろ言われておりますけれども、大きく分けると、雇用の維持の問題、あるいは再就職の支援の問題、学卒の内定の取り消しの問題、こういった問題がいろいろ述べられております。内定の関係につきましては、報告の段階で、管内の就職を希望する者は92名と。うち内定者が83名で、にかほ市では32名というふうな報告がございました。この管内関係の内定取り消し、この辺の状況につきましてもちょっとお伺いしたいと思っております。

以上、3点についてであります。本市の取り組みはどのような状況であったのか、これをお伺いいたします。

雇用対策についても、いろいろ資料等も出されておりますが、本市独自の雇用対策みたいなものがありましたら、お伺いしたいと、こういうふうに思います。それから、資料等もいろいろ出ておりますけれども、御答弁をいただきたいと思っております。

それから、四つ目でございます。公共事業の前倒しの関係でございます。これにつきましても、さきの補正予算の段階でもいろいろ御説明されております。国による地域活性化、あるいは生活対策、こういったことで2億4,600万円の財源が入ってくるわけでございますが、この関係で、2億8,000万円の、つまり公共事業の前倒しといいますが、この御報告がございました。これは20

年度の補正予算でございます。21年度の状況はどんな状況なのかなということを改めてお伺いいたします。金額的に、総額において、この公共事業の前倒しの関係、これはどういった額で、どのぐらいの伸び率になるのかということをお伺いいたします。

それから、最後、五つ目でございます。雇用対策の関係でございますが、市としての非常な努力は理解するわけでございます。緊急雇用、あるいは企業支援の対策本部、これを昨年12月17日に立ち上げ、3回の本部会議を持ったというふうな御報告がございました。市には、組織として産業部の商工課商工振興係、ここに3名の職員が配置されております。雇用対策につきましては、行政でできる部分、それから、民間でできる部分、こういうふうなものがあると思います。その点を行政とすれば総ざらいする必要があるのではないかと、こういうふうな感じがするわけでございます。行政の雇用対策は、どちらかといいますと、今の段階のものは、緊急避難的なものが多いわけでございます。そういった点から見ますと、産業、建設、あるいは総務、それから市民部、教育委員会、各階層にわたって、この雇用対策を検討する部門があるような感じがします。対策本部の健闘はわかりますが、それを実施に移していく段階では、商工課の商工振興、これだけではとても対応し切れるものではないというふうに私は考えるわけであります。そのため、現在の組織を超えた、新たな雇用対策室、特別のポジションをつくるべきでないかというのが私の考え方でありまして、これについてのお考えをお聞きしたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。きょうからの一般質問、よろしくお伺いしたいと思います。

それでは、池田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、21年度の予算でございます。予算編成に当たっての基本的な考え方については、新年度に臨む市政運営の基本方針でも申し上げましたが、本市が将来像に掲げる基本理念を実現するために、大変厳しい財政環境ではございますが、行財政改革の推進と、健全で持続可能な財政基盤の確立を基本姿勢としております。このことから21年度予算については、にかほ市行財政改革大綱、並びに集中改革プランに基づいた歳出削減に引き続き取り組みながら、総合発展計画の基本理念実現のための前期基本計画を積極的に推進してまいります。また、喫緊の課題である経済雇用状況への対応として、20年度補正予算とあわせながら、国の支援策を踏まえた事業を初め、総合発展計画に基づき、地域の均衡ある発展と、住民福祉の向上を図るために、計画に盛り込まれた各施策事業への効率的かつ効果的な予算配分を行ったところでございます。予算規模については御承知のとおりでございます。

予算の編成についてでございますが、行政経費の削減に努めながら、継続事業については、早期の投資効果を発現するための予算、喫緊の課題に対応した予算、環境対策への対応をした予算、各自治会活動への支援予算の配分、また、計画されている各種事務事業には効率的・効果的に予算配分を行ったところでございまして、21年度当初予算については積極型の予算編成であると、そのよ

うに認識しているところであります。

次に、21年度の重点施策についてでございます。さきの市政報告でも申し上げましたが、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上のため、選択と集中を図りながら、各分野において、主要施策への予算配分を行ったところであります。中でも重点的な施策としては、喫緊の課題である緊急雇用対策並びに雇用促進対策が必要であることから、20年度から引き続き、50名の臨時雇用と、農林漁業への就業や、企業等への雇用助成等を行うこととして、6,186万円を計上しております。また、21年度より2カ年で実施する都市防災総合推進事業、これは防災行政無線の整備でございますが、この整備、それから、継続事業である仁賀保統合中学校建設事業、各学校の耐震化事業などに17億2,722万円を計上しております。商工業の振興では、20年度に引き続き、ISO認証取得アドバイザー派遣事業の実施に加え、新規にISO認証取得費用の助成事業を実施することとしております。このほか、特別会計ではございますが、釜ヶ台統合簡易水道事業、金浦地区のまちづくり事業、また、予算額は大きくありませんけれども、安心・安全なまちづくりの観点から、木造住宅の耐震診断助成事業や市内の危険ブロック塀撤去費の助成事業などは新規の重点施策として位置づけしているものであります。

次に、事業の見直しや行政改革についてであります。経費節減の観点から、各種事務事業の見直しを検討してまいりました上下水道料金徴収チームの一元化でございます。これは簡易水道も含まれます。これは21年度から実施することとしております。これによりまして、各会計の平成20年度決算見込みと比較して、公共下水道特別会計において157万円、農業集落排水事業特別会計において114万円、簡易水道特別会計において135万円の節減が図られます。また、水道事業会計においては、委託先の各会計からの受託費が入ることから、1,100万円ほどの経費縮減が図られることとなります。

また、B & G海洋センターのエネルギーコスト低減を図るために、現在、象潟地区において自噴している未利用天然ガスを利用し、温水プールの熱源と施設内の照明電力を賄う発電装置を導入することとしております。これにより、年間電気料で約220万円、温水用燃料費、これが灯油を使用しておりますので、灯油単価を80円で換算しますと420万円の経費節減が可能となりまして、装置のメンテナンス費用を差し引いても、年間510万円ほどの経費節減を図ることができます。導入時の初期費用はかかりますが、投資額は約4年で回収できると考えております。そのようなことで、以後、大幅な経費節減につながっていくと、そのように考えております。自噴ガスは現在、全量放出されておりますが、そのメタンガスは、CO₂換算係数で21倍と言われていることから、本市が進める地球温暖化防止対策の一役を担う事業でもございます。

また、総合発展計画でも、効率的な行財政運営の推進として、行政評価への取り組みを掲げておりますが、市政の運営方針でも申し上げましたように、21年度予算編成において行政経営推進費を設けて、行政評価システムづくりに取り組むこととしております。導入の背景としては、これまでも増して厳しい財政状況であること、各分野における権限移譲など、地方分権社会は進展していること、時代とともに市民の価値観が多様化していることなどがございます。このため、市民ニーズの高い事業の選択や重点化を図り、市民満足度の高い行政運営を目指し、行政評価を導入するも

のでございます。基本方針としては、従来からの予算どおりの事業執行をできたかという執行重視の行政運営から、市民生活や地域社会にとって何がよくなったのか、あるいは少ない経費で効率のよい行政サービスを提供したかという市民が実感できる成果を重視し、企業的感觉を導入した行政経営の転換を目指すものであります。

21年度では、まずは職員の意識改革と行政評価への取り組みの理解を深めることが第一と考え、職員研修を基本とした予算措置としております。20年度に試行期間として各事務事業の事前評価を実施したしましたが、これを踏まえ、21年度は、職員研修を実施しながら、本格的に事務事業の行政評価を行います。その上で、行政の透明性や市民の声を聞く機会として、外部評価システムを導入していきたいと思っております。

行財政改革の取り組みでございますが、現在、行財政改革大綱、並びに集中改革プランに基づいての20年度実績を取りまとめているところでございますが、その実績をもとに、計画の達成度を検証することとしております。21年度の目標については、既に当初予算に反映されているところがありますが、これをもとに、行財政改革大綱、並びに集中改革プラン、20年度の改訂版を3月中には策定したいと思っております。また、21年度は、5ヵ年計画の最終年度になることから、計画に掲げた数値目標の計画期間内の達成度の検証を行いながら、22年度からの第二期行財政改革大綱、並びに集中改革プランを策定するために、町内にプロジェクトチームを組織し、さらなる5ヵ年の行財政改革を推進するための各分野にわたる改革数値目標の設定に取り組んでまいります。

次に、雇用対策についてでございます。国の財政出動75兆円対策の本市への影響でございますが、御承知と思いますが、まず「三段ロケット」とはどのようなものか、その構成について若干触れさせていただきたいと思っております。第一段が昨年10月に成立した20年度第一次補正予算で、安心実現のための緊急総合対策として11.5兆円、第二段が今年1月に成立した、同じく20年度第二次補正予算で、生活対策として27兆円、第三段が現在審議中の21年度予算で、生活防衛のための緊急対策として37兆円、これらが「三段ロケット」と言われる総額75兆円規模の国の景気対策でございます。そして、それぞれのロケットは、生活者支援、中小企業支援、地方の活性化、この三分野への支援で構成されております。

御質問の本市への影響についてでございますが、市の予算にかかわるものについてお答えいたします。第一段の安心実現のための緊急総合対策においては、地方の活性化分として、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、これが1,499万5,000円、第二段の生活対策においては、生活者支援分として、定額給付金の実施に事務費も含めて約4億6,000万円、自治体による雇用機会創出に624万6,000円を見込んでおります。第三段の生活防衛のための緊急対策においては、地方の活性化分として、雇用創出等のための交付税増額分、約1億2,900万円、道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路整備臨時交付金にかわり、新たに創設された地域活力基盤創造交付金に8,150万円を見込んでおります。

以上、国の75兆円対策における本市影響額は、20年度予算で約7億3,964万1,000円、21年度予算で約2億5,111万6,000円、総額9億9,187万7,000円と見込んでおまして、定額給付金など、一部を除いて、今回御審議をいただく一般会計補正予算及び一般会計当初予算に盛り込んでお

りますので、よろしくお願ひいたします。

次に、公共事業の前倒しについてであります。御承知のとおり、国の経済雇用対策として、いわゆる「三段ロケット」と称する財政出動が行われており、第二次補正予算において、定額給付金の実施のほか、地方の活性化を支援するものとして、地域活性化生活対策臨時交付金事業が盛り込まれ、先ほど申し上げましたように、本市には2億4,624万6,000円が交付されます。さきの全員協議会においても御説明しておりますが、この交付金に市単独費として3,455万4,000円を加えた、総額2億8,080万円を主に各自治会等の要望に対応することとし、補正予算第8号に計上し、全額21年度への繰越明許としております。

なお、補正予算(第8号)における公共事業において、建設課関係の道路・排水路の維持改良においては、通年ベースで約3ヵ年分の1億6,800万円、交通防犯対策要望への対応として、カーブミラーの設置や防犯灯の設置でも同じく約3ヵ年分の470万円、このほか、先送りを予定していた施設改修において、総合福祉センター「スマイル」や、仁賀保・金浦青少年ホームの施設整備に3,760万円を計上し、当該交付金事業で実施することとしており、実質的には、公共事業の前倒しと、そのように考えております。このことから、21年度予算においては、新規事業、あるいは継続事業を除いて、公共事業の前倒しという形での予算計上は現段階ではしておりません。

次に、雇用対策室の設置についてであります。昨年12月17日に、にかほ市緊急雇用企業支援対策本部を立ち上げ、これまで3回の本部会議を開催し、現在に至っております。本部の事務局は、産業部商工課に置いてありますが、秋田県の製造業をリードしてきた当地域では、今回の世界的景気低迷を受けて、大きな痛手を受けている現状から、国の施策も含めて、今後さらなる追加対策も必要であると考えているところであります。

また、さらに離職者の増加が心配されることから、御提案の雇用対策室については、新年度に商工課内に設置してまいりたい。大体臨時職員を含めて3人ぐらいの体制の中で設置したいというふうに思っております。設置しながら、ハローワーク本荘などと連携をしながら、求職情報などを収集して、離職者の相談窓口、そうした形で取り組んでまいりたいと思っております。

他の質問については、担当のそれぞれの部長がお答えしますので、よろしくお願ひいたします。

議長(竹内睦夫君) 答弁、総務部長。

総務部長(佐藤好文君) 私のほうから、主要財政指標について御説明いたします。

初めに、地方債、いわゆる借入金でございますが、主なものとしては、仁賀保統合中学校建設事業に10億6,990万円、まちづくり交付金事業に2億330万円、21年度、22年度の2ヵ年の継続事業として実施予定の防災行政無線整備事業に9,840万円、地域振興基金造成事業に2億8,500万円、地方交付税からの振り替えである臨時財政対策債に6億4,300万円など、総額26億1,860万円の起債を予定しております。これにより、21年度末の地方債残高は、約203億8,470万円となる見込みで、20年度末の見込み残高、約196億2,268万円に比べ、7億6,202万円の増加を見込んでいます。

次に、予算編成後における主要財政指標でございますが、実質公債費比率は、19年度以降、積極的に取り組んでいる地方債の繰上償還により、20年度及び21年度いずれも17.3%と見込んでおり

ます。また、経常収支比率にあっては、20年度見込み値が90.7%、21年度が90%とほぼ同水準で推移するものと見込んでおります。

次に、基金現在高についてであります。20年度末における見込み額が今回皆様に御審議いただいております一般会計補正予算（第8号）の内容になりますが、財政調整基金が10億1,700万円、減債基金が6,000万円、その他13の特定目的基金など21億6,700万円、合計額が32億4,400万円で、19年度末に比べ、2億5,800万円の減少を見込んでおります。これは、土地開発基金の廃止によるところが主な要因でございます。

また、21年度残高見込みについては、当初予算後の内容になりますが、財政調整基金が6億8,400万円、減債基金が6,100万円、その他13の特定目的基金など24億1,900万円、合計額が31億6,400万円で、20年度末見込みに比べまして8,000万円の減少を見込んでおります。大変厳しい歳入環境にあって、引き続き市民の皆様への行政サービスの水準を維持し、にかほ市が目指すまちづくり事業を実施していく上で、健全財政を維持し、柔軟に財政運営を進める上で、基金の重要性は申すまでもございません。限りある財源であることを厳に認識し、税、税外収入の収納強化や、市有地等など未利用地の売却など、可能な限りの歳入確保を行うとともに、経常経費の一層の削減に努め、引き続き持続可能な財政基盤づくりに取り組んでまいります。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） それでは、初めに、男女別求職者、また、求職者の就職動向についてであります。ハローワーク本荘による資料に基づき、お答えしたいと思います。1月末現在のデータによりますと、当市では、男性は342名、女性は337名で、合計で679名となっております。また、就職動向ですが、市単位での集計は出ておりませんので、これもハローワーク本荘管内で申し上げます。こちらは、月につきましては、1ヵ月おくれの発表でありますので、12月末の数値によりますと、月間有効求職者数2,588名、これに対しまして、有効求人数は885名で、有効求人倍率は0.34となっております。これが先週の27日に秋田労働局発表の1月分によりますと、有効求人倍率は、前月より0.04ポイント低下して、0.35ポイントであります。しかしながら、ハローワーク本荘管内での有効求人数は798名で、有効求職者数は3,008人となっており、有効求人倍率は0.27倍となっております。このうち福祉関連職業については、有効求人倍率は0.94倍となっておりますが、IT関連職業については、有効求人数2名に対し、有効求職者数は86名となっており、有効求人倍率は0.02倍となっております、依然厳しい状況であります。

次に、雇用維持についてであります。昨年12月に雇用維持に努力されている中小企業事業主を支援するため創設されました中小企業緊急雇用安定助成金制度があります。これは、急激な景気の変動等によりまして事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業が、休業等を行って労働者の解雇を回避する場合に、休業等に要する経費に対して国が一部助成するものであります。1月末現在で、ハローワーク本荘での相談件数は、当市管内事業所で54件、うち受理件数は31件となっております。中小企業の場合、これまでは雇用調整助成金制度で3分の2の助成でありましたが、12月からは、この新制度の中で5分の4の助成率となっております。また、本年2月6日からは支給限度日数が拡充されまして、最初の1年間で200日、3年間で300日となっております。

再就職支援についてであります。国のふるさと雇用再生特別交付金事業や緊急雇用創出事業に基づき、各県で基金を造成し、それぞれの地域の実情に即した雇用機会創出についての施策が可能となり、現在、県と事業内容等について協議中であります。秋田県における国からの助成額は、ふるさとが約 68 億円、緊急雇用については約 22 億円。この助成金をもとに県で基金を造成するという計画であります。

内定取り消しについては、内定を取り消された就職未決定者を正規雇用する事業主に対し、奨励金が支給される内容となっております。これにつきましては、1 名につき 100 万円、大企業については 50 万円という情報であります。これに関しては、現在、市としては具体的に動いてはいませんが、今後、国の制度を注視しながら、学校、ハローワーク等との連携を図ってまいりたいと考えております。また、ハローワーク管内で、本荘管内であります。高校生 3 名の取り消しがあったと。全県での高校生の取り消しについては 5 名というふうな情報がありました。

また、当市の独自の雇用対策についてであります。先月 12 日開催の市議会全員協議会において説明した内容のとおりであります。地域活性化生活対策臨時交付金に係る公共事業の前倒しや、引き続き、市の臨時職員としての 50 名分の雇用経費、新卒者雇用助成金、介護サービス事業所雇用助成金、介護員養成研修受講費補助などが主なものです。資料については、2 月 12 日分を再度精査し、お手元に配付してありますので、参考にしていただきたいと思います。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 4 番池田好隆議員。

4 番（池田好隆君） 市長から予算についての説明があったわけでございます。積極型の予算だということでございます。その一方では、当然に健全財政を維持しながらということだと思えます。その点は十分に理解できるわけでございます。積極型予算でございますから、早期着手、あるいは効率的な実績といえますが、そういうものを目指して取り組んでほしいというふうに思います。

雇用の関係で、ちょっと再質問いたしたいと思えます。TDKの本体の関係でございますけれども、新聞報道なされておりますとおり、TDKの子会社、本県にある 3 工場、それから TDK 庄内、これにこちらから就職しておられる方もおるわけでございますけれども、これについては、一部休業と申しますか、そういった形を 6 月まで続けると、こういうふうな新聞報道があります。それから、最近の新聞報道で、TDK 本体の 3 工場につきましては 3 月までこういった状況が続けると、4 月からは仕事の状況を見ながら判断すると、こういうふうな新聞報道がなされております。それで、TDK の本体の工場、あるいは子会社、この辺あたりの一部休業、こういったものに対する影響と申しますか、こういう形が今後どう進展するのかと。これは企業側のことでございますので、なかなかわからない面があると思えますけれども、将来どんな形で進展していくかというふうな見通しを立てておるか、もしわかりましたら、この点についてお伺いしたいなと。

さらに、もう一点、雇用の関係でございますけれども、今、部長からちょっと説明があったんですが、雇用再生特別交付金というものと、緊急雇用創出事業、これと財源も二つに分かれているようでございます。雇用再生の関係が 2,500 億円、それから緊急雇用が 1,500 億円、こういう記述があるんですが、その中をちょっと見てみますと、雇用再生については、できれば民間サイドのものといえますか、あるいは行政のほうで民間側に委託したり、どちらかといえますと民間サイドのもの

のと、こういうふうな説明がなされております。それから、緊急雇用の1,500億については、自治体の直接実施も可能な分野と、こういうふうになっております。そこで、これについては、たしか現在取りまとめ中ぐらいの報告があったのかなというふうに記憶しておりますけれども、各自治体では、新規の雇用創出、これに向けた動きが非常に加速されているというふうな記事があちこちの自治体からたくさん出ております。国でも、雇用創出に向けた事業例ですか、これを自治体に提示しながら、積極的に取り組みなさいよと、こういうふうな状況にあるようでございます。

本市は、企業城下町であるために、他の産業振興の分野がいささかおくれであるというふうな状況下にあったと思いますし、そのため、今回のこういった雇用不安といいますか、これが非常に大きく出てきているのではないかなというふうに感じます。そのため、さきに申し上げました雇用創出に向けた取り組みといいますか、これからどんな形で取り組んで、こういった時点まである程度の方針といいますか、それをまとめようとしているのか、その辺の手順をちょっとお伺いしたいなと、こういうふうに思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 前段のTDK、本体、あるいはサテライトの関係でございますが、企業状況、これからどうなっていくのかは全くわかりません。いろいろTDK本社で伺っても、まあ6月ころになれば、少しいい方向に向いていくのではないかなというふうなお話はございましたけれども、この状況がどのようになっていくのか、大変心配されるところであります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 雇用の関係と緊急の雇用であります。民間につきましては、前倒しの線もありますので、そういうふうな中で、雇用の確保を図っていきたいということですが、緊急につきましては、自治体でも、現在、臨時職員50人というものを引き続き雇用するということも出ています。これ、日々、国の情報が新しく出てきますので、私どものほうでも、県と連携をとりながら、早目にこれをやりたいところでありますが、先ほど言いました協議中のものにつきましては、なお、まだ現在協議中なものでありまして、2月12日の段階で191人の雇用予定ということでお知らせしました。その後、県といろいろ相談しましたところ、例えば公営企業のあたりについては該当しないというようなことで、若干そのあたりの予定を修正して、現在まだ協議中でありまして、わかり次第、またさまざまな形でお知らせしたいというふうに考えております。

議長（竹内睦夫君） 4番池田議員にちょっと申し上げますけれども、マスコミ報道による内容等については、質問の要旨とはなり得ませんので、以後、念頭に置いて質問してください。

【4番（池田好隆君）「はい」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 総務部長。

総務部長（佐藤好文君） ただいまの緊急雇用対策とは別にですけれども、通常の平成21年度当初予算の中においても、3月1日号の広報でお知らせするわけで、きょう各家庭に配布になりますけれども、22名の臨時職員を緊急雇用とは別に募集することとしております。要項等については、それぞれ記載されておりますので、ごらんになってもらいたいと思います。

それから、先ほど産業部長が緊急雇用の今の取りまとめ、県との協議の状況をお話しされました

けれども、それを受けまして、この前の全員協議会でもお話ししましたけれども、それが固まり次第、追加の補正予算を計上して、速やかに臨時雇用の募集を図りたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 2点ばかりお伺いいたします。

産業部長に質問ですが、いろいろお話がありましたけれども、自治体で直接雇用できるもの、緊急避難で雇用しているものもあります。さらに、これをもうちょっと延ばしていこうと、こういう考え方も結構なわけでございますが、むしろそれよりも、民間サイドの雇用の拡大といいますが、こういう分野の検討といいますが、それが私は一番大切でないかなというふうな感じがしますので、その辺の検討、これはいろいろたくさん情報も得なければならないと思いますけれども、先ほど市長の答弁で、雇用対策室、これも新年度から創設したいというふうなお話もありましたので、これ取り組んでも、何といいますが、就農する本人、これ取り組みしましても非常に時間のかかる分野なわけです。ですから、ひとつの見通しといいますが、そういうものだけはある程度早く、例えば1年ぐらいのサイクルになるのか、そういった形で取り組むべきでないかなと、少しスピードアップを図るべきでないかなというふうな感じがしますので、その辺の取り組みについての決意みたいなもの、行政サイドの取り組み、わかりますけれども、民間サイドの雇用拡大部分、雇用を拡大できる部分、それについての取り組みの決意みたいなものをちょっとお伺いしたいと思います。

これに関連して、由利本荘、にかほ両市では、他産業への取り組みといいますが、こういうふうなことから、離職者向けの就農支援塾というものを由利本荘市とにかほ市でつくっているというふうなことでございます。これには、両市含めて12名がこの支援塾に応募といいますが、勉強しているというふうなことでございますので、この状況みたいなもの、取り組み状況みたいなものがわかりましたら、わかる範囲内でお知らせいただきたいと、こういうふうに思います。

もう一点は、市長にお伺いいたします。製造業がこのとおり非常に厳しい、こういう状況であることは理解できます。これは相当回復には時間がかかるだろうというふうな感じがします。そうだとすれば、自治体でできるものはやっぱり公共事業の前倒しではないかなというふうな感じを強く持つわけでございます。それで、20年度の補正では相当積極的な前倒しの補正予算が組まれておりますが、先ほどの市長の答弁で、21年度の状況については、継続中心といいますが、既存の計画に組まれているものを早期に進めていきたいと、このぐらいの答弁があったわけでございますが、20年度の補正につきましても、20年度、21年度継続でやられているということは、進められていくということは理解できますけれども、何とかこの21年度の状況につきましても、前倒しするような事項がないのかどうかと、こういうことについても積極的に探していただけないかというふうな感じを強く持つんですが、その点についての市長の考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 雇用対策につきましては、市長からお話がありましたように、今後、担当がもう少し広がれば、引き続き企業との連携を強めていきたいというふうに考えております。

あと、企業を訪問するというのは、なかなか日程がとれないというところもありまして、日程が

とれないというのは、やはり企業を訪問してから1時間ぐらいで終わる場合もありますし、半日程度かかって、その企業の状況についてお話しし、その後に相談というふうなときもありまして、一気に時期を決めて訪問できればいいんでしょうけれども、そういうわけにもいかないというのが現実であります。企業訪問につきましては、こういう状況とは別に、やはり年間通して、いろいろな情報を得るために、今後とも続けていきたいというふうに思っております。

これにつきましては、私どももさまざまな機会をとらえて、そういう業種に対しましてはさまざまな情報を流しているわけです。前には、航空機産業の場合でも、そういうメーカーの方が来られて、産学官でそういうお話もありましたし、先日は、東北経済産業局長が訪問されて、実は、これにつきましては、かなり前から伏線がありまして、うちの企業活性化アドバイザーが産業局長のお話を聞いたときに質問し、それに対して、局長がいろいろ、この地域の企業集積について研究したいということで、わざわざ来られて、2社ほど企業を訪問されました。その後、中小企業の方々が集まりまして、懇談会を開いて、この地域には特徴のある企業がありますが、受注が地元の企業一社に依存しているという状況を説明したところ、産業局長のほうからは、それではそういう特性のある技術については支援しましょうということをいただきまして、その後、企業活性化アドバイザーにもコメントを求められて、現在、そういうふうな連携を保ちながら、さまざまな方面に一流企業がPRできるような体制にも御協力いただいております。

その次に、就農ということでもありますけれども、由利本荘市で就農支援塾というふうなものが開催されたということが報道されておりました。このあたりの方が、どのくらいの方が参加されたかは調べておりませんが、市においても、当初予算において就農支援、あるいは林業、漁業についてもそういう就業しやすい環境をつくるために雇い入れの方々に支援するというふうな予算も計上させていただいておりますし、今回、県のフロンティア事業によりまして、1名の方が就農のために研修期間を2年間ということで、現在内定を受けているということもありますので、その点は、製造業に限らず、私どものほうでも情報をつかみながら、周知してまいりたいというふうに考えております。いずれにしても、製造業がその業種に限って不況という状況でもありませんので、これは先ほどお話ししました介護とかそういうふうな福祉の関連もありますし、私どもにとっては、そのようなところは行政においても連携をとりながら、担当が違って、連絡し合いながら支援していきたいというふうに考えているところであります。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 簡単に申し上げます。

公共事業の前倒しと、21年度の中にも、仁賀保統合中学校を初め、いろいろな公共事業があるわけですが、やはり我々としては、先ほど総務部長が実質公債費比率の話も申し上げました。ですから、やはりそういう今の現状を最大限その形のを維持しながら、できるだけそれを超えないような、率が超えないような形の中で、財政出動ということを考えていきたいと思いますが、これから、今、補正予算という形のは、学校の耐震化、このことについてはさらに予算計上、補正予算という形をお願いすることになるかと思っております。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで4番池田好隆議員の一般質問を終わります。
所用のため11時10分まで休憩します。

午前11時00分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番佐々木正勝議員の一般質問を許します。2番佐々木正勝議員。

【2番（佐々木正勝君）登壇】

2番（佐々木正勝君） おはようございます。若干のどを痛めておりますので、御理解のほど、お願い申し上げたいと思います。

私から、3点について質問をさせていただきます。

初めに、にかほ市指定金融機関の指定について伺います。米国連邦準備理事会のグリーンSPAN前総裁が言った「100年に一度の津波のような事態」は、金融危機・経済危機となり、猛威を振るい、急速に世界同時不況の様相が、地域産業はもとより、今後、各方面への影響が懸念される所所であります。そこで、にかほ市指定金融機関の指定ですが、第26回合併協議会で確認され、平成17年10月11日、第1回にかほ市臨時議会において、議案第12号にかほ市指定金融機関の指定について承認されております。平成17年4月1日、ペイオフが全面解禁されたのに伴い、公金・預金の管理・運用に関して自己責任が問われており、金融機関の経営状況に留意しながら、安全かつ有利な運用に努めていくことが、住民サービス向上につながり、その取り組みに期待するものであります。

ここで確認しておきたいのは、指定金融機関として、公金の安全性を確保した上で、効率性にも配慮する方法としてどのような方法をとっているのか、また、金融機関の健全性の確認方法について伺うものであります。

次に、指定金融機関の契約更新条項はどうなっているのか。他の市の資料を拝見いたしますと、長期によるマンネリ化を解消し、再度一定の緊張感を維持させる意味で、一定期間を過ぎた後には再検討するとあり、指定金融機関の選定については、透明性のある公平・公正な審査が求められるとあります。指定金融機関の選定基準としては、金融機関の健全性、利便性、破綻リスク等が考えられるものであり、指定金融機関の契約更新についてどのようなことに配慮されているのか、伺うものであります。

次に、大切な公金を扱う指定金融機関としての選定の重要性から質問いたしますが、昨年5月、さきがけ新聞において、北都銀行と荘内銀行との資本提携に関する報道が大きく取り上げられ、今年1月にも、北都銀行における不良債権処理会社の設立などの報道がされております。指定金融機関を選定するに当たり、選定基準となる金融機関の健全性は自己資本比率であり、破綻リスクは不良債権比率であり、住民へのサービスは利便性であると考えます。今後の指定金融機関の選定に関

して、市長の所見をお伺いするものであります。

次に、公会計整備 — バランスシートの策定状況について、伺います。

地方公共団体の公会計の整備については、平成 18 年 8 月 31 日に通知した地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針により、都道府県、人口 3 万人以上の都市については 3 年後までに、人口 3 万人未満については 5 年後までに、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の 4 表の整備、または、4 表の作成に必要な情報の開示に取り組むことが要請されております。

公会計整備の意義については、地方公共団体の資産の実態と財政状態を的確に把握し、財務情報のわかりやすい開示・提供を通じて、住民に対する説明責任を果たすことがこれまで以上に求められると明記されております。にかほ市におかれましては、通知から 3 年後の平成 21 年 9 月定例議会がめどと思われまます。いわゆる平成 20 年度の決算が 9 月定例議会に上程されるものと想定されます。よって、財務書類の作成の基礎となる固定資産の公有財産台帳等の整備が急務であり、貸借対照表に記載されるであろう固定資産の評価方法について伺うものであります。

便益が見込まれない資産で、行政サービス提供能力を有する資産、いわゆるインフラ資産、道路、河川等、売却できない資産をどのように評価するのか。また、評価後の耐用年数・減価償却をどのように事務処理していくのか。また、行政コスト計算書は、行政分野別コスト配分やコストの状況、それぞれのコストに充てられた使用料、手数料、人件費、物件費等の財源把握に活用されるか。特別会計についてもコスト情報の把握が必要となるのか、特別会計との連結について伺うものであります。各財務書類の策定作業は、膨大な事務量が必要と想定されますが、現在までの進捗状況と策定作業に当たって問題点があれば、伺うものであります。

次に、定額給付金について伺います。

国会で第二次補正予算の見通しがつきました。総額 2 兆円の給付金が交付されます。経済効果も未知数、実効性も不透明な状況ですが、給付金がかほ市に交付された場合の総額については、先だって総務部長の協議会等の答弁で、約 4 億 5,000 万円弱と報告されておりますので、年齢区分額について、お願いいたします。また、事務費として想定される金額及び給付対象者の抽出・広報等の準備から支給終了までの想定される概要手順について伺います。また、交付金が漏れなく支給されるために問題点があるとすれば、お答えをお願いするものであります。以上。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、佐々木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、にかほ市指定金融機関の指定についてでございます。歳計現金、並びに各種基金については、定期預金等、元本保証の商品で運用するなど、安全性を確保し、最も有利な商品で運用することに努めております。御承知のとおり、旧三町の各支店のほかに、各庁舎に指定金融機関の派出所を設置していただき、市民の税金等の収納や各庁舎の公金収納などに利便性が図られているところでございます。このほかにも、税金等の返戻金で窓口払いを希望される旧仁賀保町と旧金浦町に住んでおられる市民の皆さん方においても、北都銀行象潟支店や象潟庁舎まで来なくても、旧町に

ある各支店の窓口で支払いが受けられるなど、便宜が図られているところでございます。金融機関の健全性の確認方法としては、御指摘のように、四半期ごとに発表される財務状況やディスクロージャー誌による自己資本比率、あるいは不良債権比率などの財務指標の確認はもちろんのこと、これらの指標改善への取り組み状況なども勘案して判断しているところでございます。

次に、指定金融機関の契約更新条項でございますが、契約書第13条に有効期間は平成17年の10月1日から平成21年の3月31日までとする。ただし、期間満了前2ヵ月までに甲乙、甲又は乙から特別の意思表示がないときは、さらに2年間有効とし、以後、この例によるというふうな契約内容になっております。

指定金融機関の契約更新についてどんな配慮をされているかでございますが、一言で申し上げますれば、当該金融機関の経営状況と契約期間中の公金取り扱いの実績、並びに本市の要望に迅速に対応してくれること、また、市民からも広く信頼されていることなど、客観的かつ総合的に判断するように努めているところであります。

今後の指定金融機関の選定でございますが、さきにお答えしたことなどを踏まえて選定してまいりたいと考えております。

なお、現時点では、自己資本比率などの健全性、不良債権比率などの破綻リスク、そして利便性などの住民サービスの度合いなどについて、北都銀行は心配すべき水準ではないと判断しております。公金の連続性、また、同行の指定金融機関としての役割についても満足しておりますので、引き続き本市の指定金融機関にお願いしてまいりたいと考えております。

次に、公会計の策定状況についてでございます。

インフラ資産である道路、河川、水路等の評価については、底地、いわゆる土地と、その上部である工作物に大別することになります。公会計における土地の資産評価基準は、取得原価主義を柱とする企業会計とは異なり、公正価値評価として時価評価方式を採用していますが、インフラ資産の底地資産評価方法については、かかる底地の取得価格を開始時の簿価とすることとされております。しかしながら、インフラ資産の底地取得価格については、従来の公有財産台帳として記録管理する必要がないため、各路線の取得価格については不明の状況にあります。このことから、当該路線ごとの底地評価は、固定資産評価額の同一種目や、一定の地域ごとの平均価格、もしくは固定資産税の概要調書の地目別平均価格をもって評価算定することとなります。

インフラ資産の工作物についても、底地と同様に、取得価格が不明であることから、再調達価格計算手法を用いて、資産価格の評価を行うこととなります。再調達額の算定方法としては、国土交通省の最新の標準規格構造による標準設計等に従って積算し、これから1メートル当たりの工事単価をもとに、各路線ごとに積算することとなります。

次に、耐用年数については、総務省、新地方会計制度研究会により、それぞれの項目別年数が示されております。減価償却は、開始時簿価及びそれ以降の簿価とも定額法により算定することとなりますが、インフラ資産の工作物については、その原価に対して収益の発生が予定されていないので、その減価償却相当額を費用として認識せず、直接資本の減耗を行うこととなります。具体的には、事業用資産の場合は、減価償却費として行政コスト計算書に計上いたしますが、インフラ資産

の直接資本の減耗については、原則として独立行政法人会計基準に準拠してまいります。したがって、インフラ資産の減価償却相当額は損益計算上の費用である行政コスト計算書には計上しないで、資本余剰金を減額する場合と同様の会計処理を採用することとなります。

次に、行政コスト計算書でございますが、当然ながら行政コスト計算書そのものが経常的行政サービスに係る費用がどのくらいか、また、受益者負担がどのくらいを示す計算書であるかでございます。御指摘のとおり、使用料及び手数料等の財源把握に活用されることとなります。また、連結財務処理作成の関係から、特別会計においても普通会計と同様、財務4表すべて作成することとなります。したがって、連結対象団体等としては、御質問の中にありますように、行政コスト情報でなく、純資産の変動及び資産収支についても情報の把握が必要となります。

なお、総務省新地方公会計制度研究会報告書、並びに同実務研究会報告書に示されました連結の範囲については、本市においては、一つは、ガス事業会計、水道事業会計及び他のすべての特別会計、それから、一部事務組合である秋田県市町村総合事務組合、秋田県市町村会館管理組合、本荘由利広域市町村圏組合の3組合、秋田県後期高齢者医療広域連合、にかほ市が100%出資しております財団法人にかほ市開発公社及びにかほ市観光開発株式会社の旧会計4組合、2法人となります。財務4表の作成状況については、県内25市町村を対象に、昨年4月から3回にわたり秋田県自治研修所で行われました公会計整備研究会に参加し、実務指導を受けながら、今年秋公表が義務づけられております20年度決算の財務4表作成の準備作業を進めているところであります。

また、総務省方式改定モデルにより、普通会計ベースではございますが、19年度決算の財務4表作成を進め、間もなくでき上がる予定であります。なお、同会計モデルは、主に決算統計の数値を使用し財務4表を作成する方式のため、貸借対照表の重要な要素であります資産情報部分が、昭和44年以降の決算当期における普通建設事業の積み上げにより計上されるものであります。これについては、20年度決算分からは、段階的に資産の公正価値評価を行い、精緻化することとされており、本市では20年度決算分において土地、21年度決算分で建物や構築物、物品等の公正価値評価を行い、貸借対照表における資産情報を精緻化してまいりたいと思っております。

また、特別会計及びにかほ市開発公社、にかほ市観光開発公社における連結財務4表作成に向けた作業の進捗状況でございますが、前段で申し上げましたように、昨年の実務研修が普通会計を対象とした研修会であったことから、公会計整備の意義、連結財務4表の必要性など、概念的な部分の理解と作成に必要なデータの確認やその整理等に戸惑っているのが現状でございます。今年4月早々から秋田県自治研修所で実施される連結財務4表作成のための実務研修において、いろいろと指導を受けながら、今年秋の公表に向けて、具体的な作業に取り組んでまいりたいと思っております。

その他の質問については、担当の部長がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） それでは、定額給付金についてお答えいたします。

初めに、定額給付金がかほ市に交付された場合の年齢区別の総額について御説明します。御承知のとおり、給付対象者は2月1日を基準日とし、住民基本台帳に記載がある人、一定の要件を

満たす外国人等となっており、住民1人当たり1万2,000円で、65歳以上と18歳以下の人はそれぞれ8,000円を加算し、2万円となっております。給付対象者の抽出については、2月1日現在の住民基本台帳に記載されている住民データ及び外国人登録台帳に記載されているデータに、その以後、2月16日までの転出入及び出生届の移動分を反映させたデータに基づき、給付することとなっております。これをもとに算定いたしますと、にかほ市における給付額は、外国人を含め、18歳以下の対象者については4,748人で9,496万円、65歳以上の対象者については、8,006人で1億6,012万円、18歳を超える人から65歳未満の対象者については1万6,125人で1億9,350万円であります。総額では、住民のトータルとして2万8,879人に対し、4億4,858万円が給付される見込みでございます。

次に、事務費については、定額給付金を給付するための職員の時間外手当、臨時職員の賃金、住基システムの改修委託費や申請書等の郵送料、指定金融機関等への口座振替手数料など、合わせて約1,700万円を予定しております。

次に、住民等へのPRとしては、市広報3月1日号と15日号に、定額給付金の概要と、それに伴う振り込み詐欺への注意などについて掲載していくこととしております。

現時点で、国の第二次補正関連法案が可決されておられませんので、定額給付金給付事業の補正予算の市議会への上程もその後に予定しておりますが、市議会で可決後に全世帯に送付予定の通知書に申請方法などをわかりやすく説明する文書を同封したいと考えております。

また、現段階で想定しております給付金の給付手続の概要については、3月下旬までに市内全世帯に給付申請書と返信用封筒を同封した支給通知書を送付し、その後、基本的に世帯主から郵送により申請をしていただくこととなります。ただし、申請書には、パスポート、運転免許証など、世帯主等の身分を証明する写しと通帳の写しを添付いただくこととなります。支給通知送付後しばらくの間、各庁舎のロビー等に定額給付金専用の窓口を開設し、コピー機などを設置し、対応してまいりたいと考えております。また、申請を受けての給付については、原則的に指定金融機関を通して各世帯主の口座に振り込むこととなりますが、一部、金融機関に口座がないなど、振り込みが困難な人には直接市役所の窓口などで現金の手渡しも考えております。

なお、給付金が漏れなく支給されるための問題点については、ひとり暮らしの高齢者や障害者、認知症の人など、スムーズな支給申請をすることが困難な方についての対応についてであります。民生委員等の方々から協力を得ながら、漏れなく給付してまいりたいと考えております。しかしながら、交付事務の実施過程において、さまざまな問題が生じるものと考えられますので、その実情に応じて、支給後のトラブルのないよう心がけながら、柔軟な対応により、できる限りスムーズな支給に努めたいと考えております。

なお、国の第二次補正予算の関連法案が3月4日に成立する見通しとなっていることから、5日の本会議に定額給付金を含んだ第二次補正予算関連の補正予算を追加することで準備を進めておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 2番佐々木正勝議員。

2番（佐々木正勝君） 私の一般質問の事前に提出している質問、今冒頭で言った質問ですけれ

ども、明解に魁新聞と言っておりますので、若干関連がありますので、魁新聞のそれを若干読ませていただきます。それで、今、市長の答弁で、この確認については、四半期ごとの決算、それからディスクロージャー、それから自己資本比率、不良債権等とお話しされました。それはまあ若干わかります。それから、契約更新については、21年の3月31日で、いわゆる2ヵ月前の再契約、そして、別に何もなければ2年後延長という答弁がありましたけれども、この2ヵ月前というのはいつになりますか、3月31日、いつ再契約したか、その日にちを確認したいんですけれども。

議長（竹内睦夫君） 答弁、会計管理者。

会計管理者（大場久君） 市長が先ほど申し上げましたとおり、現契約が3月31日で、その2ヵ月前まで、双方から特別なければ、そのままさらに2年間有効ということになります。ですから、1月の末まで、北都銀行さん、それから私どものほうから、何らこの契約についてなければそのままということに解釈しております。

議長（竹内睦夫君） 2番佐々木正勝議員。

2番（佐々木正勝君） 1月末と認識して、再質問させていただきますけれども、昨年5月当初出た場合は、「北都銀行、荘内銀行と統合を目指す」、そのときの内容では、北都銀行が荘内銀行に資金を調達したのがきっかけで、そのときのちょうど1年前、3月には、自己資本が5.5%、いわゆる金融庁の基準とするクリアは、いわゆる、ここでは4%以上あればいいんですけれども、8%を切った場合には、若干なりとも危険を感じるとよく言われております。それで、このときは私も難しく、この5月の時期は通っております。

ところが、市長が今お話になった四半期の決算書云々とありますけれども、これが10月31日公表された北都銀行の平成21年3月期第2四半期決算説明書、この中では、10月31日公表された決算書では52億3,400万円の損失金見通し、3月末まで見通した場合、52億3,400万円。ところが、この52億は、後で新聞には51億と訂正して書かれていますけれども、そのときの自己資本比率が5.5%、これは新聞とばっちり合っております。ここまではいいんですけれども、これが10月31日公表されまして、年明けて、1月16日に「不良債権150億円移管」。そして、この新聞によりますと、不良債権全体の28%でありますから、不良債権が約500億円。この500億円の28%の150億円のうち、130億円が危険な債権、いわゆる回収できるかできないかわからない債権が130億円あるんですよ。で、残りの20億円が要管理債権、いわゆる3ヵ月以上延滞している為替債権。合わせて150億円なんですよ。ここまではまだいいんですよ。

ところが、そのときに、新聞に、金融庁から、来月 — 1月の新聞で来月ですから、2月23日、金融庁から許可を得た場合は、その不良債権を子会社に移管すると、そう書いてあります。で、その1月16日の新聞では、北都銀行は東北で2番目に悪い、そして、不良債権も7.5%と非常に高い、非常に高い。それで、ここまで来ますと、今度、1月の新聞、2月の新聞になりますと、この今言った10月31日の3月末損失決算は52億円と言いましたけれども、新聞では、2月になった場合は、これ51億円に書かれています。それで、倍以上の114億円が下方修正されて、3月末は損失決算になるだろうと、ここでうたっております。それで、当初、来年の4月に荘内銀行と合併するんですけれども、先月の新聞で、今年の10月に策を講じなければだめだよ、間に合いませんよと、こう書

いてありますよ。それで、2月23日、金融庁からですから、2月24日の次の新聞がこれです。1月の不良債権150億円がありました、危険債権と、いわゆる要管理債権。ところが、2月23日、金融庁から認可を得た時期に、24日の新聞では、11億円ふえまして、162億円。12億円ふえまして、1ヵ月に12億円も不良債権ふえているんです、ここで。それで、金融庁から許可得まして、この不良債権を子会社に移管すると、こうなっているんですよ。

確かに、移管すれば、単体の自己資本比率は上がります、不良債権も。しかし、連結決算ですの
で、元に戻ります。市長の答弁では、こういう状況の中で、大丈夫というお話がありますけれども、
この変化、1ヵ月、1ヵ月の変化の中で、非常に苦しい。これが2月13日、最終の平成21年度第3
四半期の、これは決算書です。114億まるまる純損失。そのときの2月13日に出した不良債権が
7.2%、ほとんど変わっていない。ですので、私がなぜこういうことを言うかといいますと、私も当
然破綻はないと思うんですよ。ただ、昨年暮れから、このようにころころと不良債権が
ふえて、自己資本比率も変わらないで、不良債権も変わらないで、これは、私から見れば、こうい
う状況の中で、市長は放っておりますけれども、庁舎内で分析調査というのは1回もやったか
— やらないんですか。今、この流れの中で。分析調査。

議長（竹内睦夫君） 市長、分析調査についてお答えください。 — 会計管理者。

会計管理者（大場久君） 分析調査をやったかということでございますが、私のほうでは、指定
金融機関のほうから、四半期ごとの決算の資料が来るわけでございます、その資料を見て、いろ
いろな判断をしているということでございます。

ただ、数字がころころ変わっているというお話ですが、これは現下のすごい経済不況、これに伴
って、金融関係も非常に辛い立場にあるんだと思います。したがって、その数値、不良債権
に限っていえば、これは金融再生法の開示債権、平たくいえば不良債権の比率でございますが、昨
年の12月末、第3四半期の不良債権は、おっしゃるとおり7.2%でございます。これが2月23日、
日本政策投資銀行というところから10億円の出資を得まして、子会社、不良債権といいますか、危
険な債権を持っている企業を支援するための子会社の北都ソリューションズをつくったわけでし
て、そちらのほうに160億円前後の不良債権もちょっと移管しまして、今現在は、3月、ことし3
月、決算を迎えるわけでございますが、4%台の不良債権になる見込みだということで、銀行のほう
では話しております。

議長（竹内睦夫君） 2番佐々木正勝議員。

2番（佐々木正勝君） 私、別に北都の文句を言っているのではないのだから、北都の文句を言
っているのではないけれども、私に電話をくれた人もいます。それと、会って、直接言われ方もい
ます。「正勝さん、新聞で、北都銀行、ころころころと数字変わって、我々は中身わからない
んだけれども、たしか、にかほ市は北都だよな。どういうもんなんだ。不良債権、不良債権って、
ぼかぼかぼかぼか、我々、想像つかない数字出てくる」、そうっております。

こういうような形で、そして、私はいろいろ調べておりますけれども、経営状況の変化は、当然
変化ですよな、変化。変化が数値に、異常に変化、そういう傾向があった場合は、調査分析するの
が望ましいという参考書があるんですよ、参考書。それと同時に、そういう場合は、庁舎内で会議

を持つことも必要でしょうと。いわゆる会計管理者だけでなく、例えば会計管理者プラス部長級、こちら辺で、にかほ市の庁内の会議、こういう変化があった場合、あった場合。そうすれば、我々もこういう一般質問でなくて、直接部長に、会計管理者に聞く場合は、調査の結果、こうですよ、そういう説明を受ければ、我々も安堵するわけなんですけれども、我々もこういうのがまるっきり素人なので、一般の市民から言われれば、当然一般質問して、チェックすると言えば言葉は悪いですけれども、そういう形でやらなければならないものだから、まあこういう形をとったけれども、私から見れば、若干これについては、これから調査・分析はやるべきだと思います。1月から150億円が、2月になって162億円、あともう1ヵ月で3月決算で、10億円ふえるか20億円ふえるか、わかりません。これで、この状況で、それは私はやるべきだと思っております。それは、あとそっこのほうの判断に任せますけれども、できるならば、これも参考書ですけれども、選定するに当たっては、指定にするに当たっては、選考委員会を設置するのが望ましいだろうという文面もあります。

それで、これに関しては、最後の質問、もう一点します。公金の保全策、いわゆる担保です、担保。それで、指定金融機関からの担保の徴収とあります。「地方自治法施行令第168条の2第3項に定める指定金融機関の提供する担保は」で、云々云々と書いた文面があります。最後に、「これを充実する必要がある」と書いてあります。それで、にかほ市の場合は、担保が100万円ですよ、100万円。それで、今ある、冒頭で言いました17年の10月臨時議会の議事録の質疑応答の中で、当局からこういう答弁がされております。これは17年の10月の臨時議会です、第1回目の臨時議会。「この契約書の中で、第9条担保という条文で、額面100万円の現金または有価証券を担保として、にかほ市に提供するものである。さらに、担保の種類は両者協議の上定めるものと規定しております。この契約書に基づいて、双方協議の上、契約締結と同時にお金をいただいている」というあれです。まだ幾らもあります、こうあります。それで、私は今の、合併当時、いわゆる合併協議会当時、まだ17年の10月当時は、当然北都銀行も自己資本比率は、多分私の記憶で言えば9%台はあったと思います、その当時。で、不良債権処理も5%台だと思っております。そのときは、額面が100万円の担保であってもだれも異存は申しません。ただ、このように下がってきますと、その100万円というのが、さっき私が言いました、担保の充実をするというお話をしましたよね。この100万円というのが多いんだか少ないんだかわかりませんが、これは、今の段階で、その当時と違って、私から見ればちょっと少ないのかなと思って、今は100円玉であめ玉二つ三つ買えばなくなる状況ですけれども、その辺のところを。

議長（竹内睦夫君） 担保の件について。答弁、会計管理者。

会計管理者（大場久君） 担保金は、17年10月1日にいただいた100万円、変わりございません。この金額が多いのか少ないのかということでございますが、私のほうでも起債等、縁故債ということで、もう50億円近い北都銀行さんからの借入れもあるわけなんです。そういうのがこうありますと、その100万円がどうのこうのというよりも、これは当然多ければ多いにこしたことはないと思うんですが、ただ、最近の動向を申し上げますと、この担保金、自治体によっては、これはもらわないと、こういう動きになっていることもございます。それから、御承知のとおり、うちの

ほうでは、北都銀行さん初め各金融機関に基金、あるいは歳計現金を預金しているわけでございますが、御承知のとおり、基金は、万が一あった場合はそれと相殺できると、そういうふうな条文もございますので、いいのかなと思っております。

議長（竹内睦夫君） 2番佐々木正勝議員。

2番（佐々木正勝君） できれば、私は、今、会計管理者のほうから相殺できるからいいんだという答弁はもらいたくなかった。なぜならば、それは相殺は最悪の場合で、今、新聞紙上にこうやって金額の変化があった場合、市民の不安がそこにあるものですから、そういう形で質問させていただきました。

次に、バランスシートについて伺いますけれども、市長の答弁で、いわゆるインフラ資産、これについては、時価評価の中で総務省方式で作成しているとありましたけれども、この評価後の耐用年数、それから、もろもろについては後で委員会の中で聞きます。私もこれはまだ勉強中の過程ですので、詳しい質問もできませんけれども、ただ、この総務省から出された資料で、新地方公会計制度実務報告書の中では、モデルが二つありまして、基準モデルに基づく財務書類の作成か、それから、総務省方式改正モデルに基づく財務書類の作成かという形の中で、今、市長は総務省方式と言われました。それで、詳しいことは委員会で聞きますけれども、この大きな相違点というのは、私、調べる段階で、基準モデルで行っている市もあればいろいろありますけれども、大きな問題点、相違点というのは何か、まずあったら。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 基準モデルと改定モデルの違いについてお答えします。

大きな違いは、固定資産の評価について大きく違っております。一つとして、基準モデルは、財務4表作成初年度から、初年度から現存するすべての資産のリストアップをし、公正な価値により評価を行うこととしております。また、個別出納データ単位の複式簿記の導入が欠かせないということになっております。

一方、改定モデルは、売却可能資産だけ時価評価し、以外の資産については、過去の決算統計及びそれにかかった普通建設事業費を集計し、データの活用を認めていると。その後、段階的に固定資産の精度を上げて、現実にあったものに可能な限り評価として制度を上げていくという考え方で。そして、先ほど市長がお話ししたとおり、今、にかほ市としてはあくまでも改定モデルということで、決算統計のデータに基づき、一たん財務4表を作成した後に、最初は土地、次に建物というふうな段階を踏んで、このバランスシート、財務4表の精度を上げていきたいというふうにして考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 間もなく12時を迎えますけれども、このまま会議を続行します。

2番佐々木正勝議員。

2番（佐々木正勝君） それで、このバランスシートの作成について、市長の答弁の中で、秋田のほうで3回ほど研究会、勉強会がなされて、ほとんどでき上がっているような状況と言われます。それで、この総務省の報告書を見ますと、この財務の書類のいわゆる作成に当たっては、財務書類を開示するに当たり重要な点は、理解可能なものと明記されております。市民に出して、市民がわ

かりやすいものと、こういうふうに明記されております。その中で、ある市は、一般的に貸借対照表、一般的には貸借対照表ですけども、資産の部に、ここでいけば、一般でいけば、固定資産の総務費、民生費、衛生費、こういうものがかかっていく、一般でいけば。それを1人当たりの貸借対照表という形で、あちこちの市が出しております。だとすれば、これが今度1人当たりとなりますと、今、総務関係が庁舎、それから市町村会館など、そういう形で出てきます。それから、民生費でいけば、保育園とか福祉施設とか出てきます。それから、衛生費では、ごみ箱、ごみ施設とか出てきます。こういう文言が変わって、じゃ、これから、今、委託するなり、勉強するなり、9月の決算に向けて、この1人当たりの貸借対照表とか、そういうのも出てくるんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 市民にわかりやすい公表の仕方ということは、当然考えていかなければならないものと考えております。例えば、これまで、地方債の起債残高については、1人当たり幾らの、簡単に言うと借金がありますよというふうなとらえ方で説明して、あるいは公表してきた経緯もありますので、この財務4表についても、市民がわかりやすい形、例えば、今提案されました1人当たり例えた、比較したものや、あるいは家庭に例えた方式など、さまざまな公表の仕方があるかと思っておりますので、その辺についてはこの後勉強して、わかりやすい公表に努めていきたいと思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 2番佐々木正勝議員。

2番（佐々木正勝君） それで、まだあるわけなんですけれども、皆さん飽きてきたみたいだけれども、それで、これから、このバランスシートになれば、いろいろな期待されるものがいろいろあると思います。それらについては委員会ですら後でお聞きしますけれども、これ議会で、9月定例に、平成20年度の決算状況が、いわゆる貸借対照表、4表が出てきます。そうした場合には、私も今、勉強の段階ですので、何もわかりませんので、これから9月定例に向けた、我々議会で決算認定をしなければならぬ。ところが、ただ書類ばかり出てきたのでは、我々、見たってわからないんですから、そこあたりは、これからどうやって、勉強会といいますか、どうやって想定、スケジュールというのは今のところどうやって想定されていますか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 当然初めての制度でありますので、私どももこれから勉強して、市民の方にわかりやすく説明していくわけで、当然その段階として、決算議会、9月になるわけですけども、それで、さまざまなデータ、公表していく中で、その前段において、議会の全員協議会等の中でその辺の説明をして、お互いに勉強してまいりたいというふうにして考えております。以上です。

【2番（佐々木正勝君）「はい、終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで2番佐々木正勝議員の一般質問を終わります。

昼食のため午後1時10分まで休憩します。

午後12時03分 休憩

午後 1 時 10 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行します。

次に、16 番竹内賢議員の一般質問を許します。16 番竹内賢議員。

【16 番（竹内賢君）登壇】

16 番（竹内賢君） それでは、通告してあります 5 点にわたって質問をさせていただきます。

最初に、夢ある子育ての支援（次世代育成支援行動計画）についてであります。これは、次世代育成支援対策推進法ができた後、それぞれの自治体で目標を立てて、行動計画をつくらなければならぬものですが、この法の定義によりますと、「次代の社会を担う子どもを育成し、または育成しようとする家庭に対する支援、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国または地方公共団体が講ずる施策、または企業が行う雇用環境の整備」という 3 点にわたって、定義がされております。

私たち、にかほ市が元気なまちとなるためには、子供たちが育つ、よりよい環境づくりが重要なかぎとなります。ともすれば、若者や高齢者の問題が先に対策されがちですが、将来のある子供の問題を私は優先すべきだと考えます。そのような観点から質問いたします。

この次世代育成支援対策推進法 — これは 10 年間の時限立法のようですが — が定められ、にかほ市としては、合併前の三町がつくった次世代育成支援行動計画を見直し、17 年度から継続し、19 年度につくった地域福祉計画の中で、夢ある子育ての支援として実行されています。前期 5 カ年計画は、今年度で終了することになります。今年度に策定の作業が行われますが、21 年度の予算にも、この関係の予算が提起されております。

今年度に策定の作業が行われる関係からいいますと、今までの 5 年間の内容をきちっと検証すると、そういうことが大切だと思いますし、実態に即し、子供を育てる希望や意欲がわき出る計画をつくりたいものだと思います。そのためには、前期計画の実施状況について、事業ごとの検証、遊びや学びの施設の現況や指導者の配置状況など利活用実態、育児や教育の保護者負担等についての実態把握など、計画した内容との比較検討が必要だと考えます。さらに、若者、保護者、保育園や幼稚園、学校、社会教育関係者、市民ボランティアなどの意見集約、そして、行政の中でも、横断的な点検・検証と意見交換も必要です。これらの結果を反映させた後期計画づくりが大切と考えますので、後期計画づくりの構想について伺います。

二つ目は、学校教育将来像構想策定支援事業についてであります。

市政方針の報告でも、市長のほうから四つの点を中心にして話をされています。1 点目は、釜ヶ台中学校の仁賀保中学校と統合とあわせ、釜ヶ台小学校を院内小学校と統合する。二つ目は、27 年度を目処に院内・小出小学校の統合、三つ目は 30 年を目処に象潟地区小学校統合を検討、それから、平沢小学校、院内小学校の通学区域の見直し、これらの提言がされ、市長としては、教育委員会では、学校や保護者、地域住民と十分協議し、計画を進めると言っております。私の質問が、小・中学校の存在は、地域社会の生活や文化、まちづくりの根幹にかかわる問題で、学校教育将来構想策

定協議では、小・中学校の統廃合・学区の再編について協議が行われるとしています。これまでの協議状況と今後の進め方についてというふうにしていますので、大まかな回答はここでされておるわけですが、これに付随して、もっと深く、こういう点について現在考えているとか、あるいは、提言書の内容についてももっと、恐らく書そのものじゃなくて、いろいろな協議会での話し合いについて出されたと思いますので、それについてありましたら、特に特徴的な点がありましたら、伺いたいと思います。

3点目は、にかほ市の図書館整備計画の着実な実行についてということです。これは、教育長も教育次長も耳に痛くなっているというか、タコができていられるかもしれませんが、私はこれは議員になった当初からの問題提起で、なかなか実現できませんので、何度でも言いたいというふうに言って、本当は去年の3月の定例で少しは明るさが見えてきたなと思ったんですが、今回の実施計画書では一言もありませんでしたので、非常に気持ちが落ちました。残念で、落ちてきたんですけども、奮い立たせて、もう一度、現状と計画について、明るい窓があくような答弁がいただければというふうに思います。これは市長が一番大きい責任を負っているわけですが。

去年の6月に図書館整備計画がつけられました。非常に希望を持ちました。市内の図書館の、あるいは図書室の現状と問題点として、地域間格差の解消が第一に挙げられ — ここが大切なところ — 適正な配置と見直しが必要と適切に指摘しております。さらに、住民の図書館に対する存在意義が浸透していないことも指摘しております。また、専任職員の各館・室への配置も必要としています。整備計画の具体的かつ着実な実行が期待されますが、進め方について伺います。次長が懸命に努力したと確認はしていますが、23年までの実施計画、これに載らなかった理由も伺いたいと思います。

それから、4点目です。公文書の管理保存についてです。

合併から4年たちました。私は、公文書は、市役所や、あるいはそれぞれの機関のものではなくて、公文書は市民の財産だと思えます。にかほ市の文書取扱規程は制定されていますが、合併前の公文書の管理保存がどのように引き継がれているのか、そして、それがどういうふうに整理をされているのか。公文書館法というふうにあります。必ずしもつくらなくてもいいわけですが、例えば郷土史料館に重要な文書等は整理をして、歴史的にちゃんと継承していくとか、そういうものも必要だと思えますので、そういう点について伺います。

5点目です。転入してくる人を迎える行政の姿勢について。

私たちの市は、定住者を歓迎しています。転入してくる人は、希望を抱いて、あるいはいろいろな思いを抱えて、最初に市役所に入ると思えます。その人たちに与える第一印象が大切だと思います。現在の各庁舎が、転入してくる人にとって本当に役に立つ案内役になっているのか点検したいと考えて、質問をいたします。

転入してくる人に交付する、にかほ市を知ってもらえるパンフレット、題名が「ようこそにかほ市へ。転入されたみなさんのガイドブック」というふうに書いてあります。そのほかに、生活する決まりなどを知らせる印刷物などが交付されています。特に「ようこそにかほ市へ。転入されたみなさんのガイドブック」について私は見てみました。いわゆる視点が、その印刷物の視点が、行政

側からの視点で編集されているのではないかと。いわゆる入ってくる、市民になる人方の視点になって書かれているものなのかどうか、ここが問題だと思います。私は、転入者が生活する上で安堵するものになっているのか、医療機関の場所や交通機関の情報、あるいは心配事相談所、あるいは子供たちの学びや遊びの情報、こういうことがわかりやすく、そして、「ああ、よかったな」と思えるような内容、こういうことが私は大切だと思うんです。今のガイドブックについて、市長も恐らく見直したと思うんですが、率直な感想というか、そこから入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、竹内議員の質問にお答えいたします。

初めに、夢ある子育て支援についてでございます。次世代育成支援対策推進法により、地方公共団体及び一般事業主等に、次世代育成支援行動計画の策定による次世代育成支援のための環境整備が義務づけられてから、5年が経過しようとしております。この行動計画の計画期間は、平成17年度から21年度までであることから、21年度中には前期計画の見直しを図り、後期行動計画に反映してまいりたいと考えております。後期行動計画については、仕事と生活が調和のとれた環境整備、女性の就業率の上昇を含めた中・長期的な需要動向を考慮しながら、策定したいと考えております。また、策定に当たっては、本市におけるサービス必要量を見込んだ計画的な基盤整備を利用者の視点に立って、点検・評価を行い、国の新たな策定指針を勘案しながら、市民のニーズ調査を実施したいと考え、現在、策定に向けた準備作業を進めているところでございます。

また、子供と子育て家庭を取り巻く社会環境の変化に伴う課題、特別な支援を必要とする子供への取り組み、子供たちの安全を守る取り組みなどを次世代育成支援の重要なテーマに位置づけて、少子・高齢化が一層進む中で、一人一人の子供を安心して育てる環境づくりの充実に努めてまいりたいと思っております。また、策定に当たっては、利用者の満足度や成果指標などを、サービスの利用者、子育ての当事者、子育て支援団体等をメンバーとした次世代育成支援対策地域協議会を組織いたしまして、意見の集約を図るとともに、教育委員会等、子育て支援関係部署とも恒常的な意見交換を行い、そして、連携と協力のもとに、にかほ市の実情に即した後期行動計画を策定したいと思っております。

他の質問については、教育長、並びに担当部長がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） それでは、私のほうから、最初に、学校教育将来構想策定事業についての御質問にお答えしたいと思います。

御承知のように、先月の19日に策定委員会のほうから、市長と教育委員長あてに提言書をいただきました。その内容は、竹内議員が先ほど質問の中で述べていたとおりでございます。大きな4点についての提言をいただいたところであります。

まず最初に、釜ヶ台小学校の件についてであります。策定委員会の協議と同時に、教育委員会

では、中学校が来年度から統合するに当たって、小学生に対する教育のあり方について、地元の皆さん、それから現在保育園に子供を出している保護者も含めて、いろいろと小学校のあり方について協議をしてまいりました。12月と1月には、地域の皆さん方から、現在の小学校の保護者、それから、これから小学生となる子供の保護者の意見をぜひ聞いてほしいということで、それぞれ小学校はPTAの折に、それから保育園は改めて釜ヶ台の会館に全員集まっていただいて、希望を聞く機会を設けました。ほぼ100%の保護者になるべく早く小学校も統合してほしいという要望がございまして、教育委員会としても、その保護者の要望に沿うべく、今までいろいろな検討をし、地元の皆さんと話し合いを進めてきたところでありまして、そのような状況も策定委員会のほうで逐次報告をしながら、この将来構想策定についての提言書をまとめてきたところであります。

具体的なことについては、今後まだまだ協議を詰めていかなければならないことがたくさんありますけれども、方向性としては、中学校と同時に、小学校も統合したいということで進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、院内小学校と小出小学校についてであります。院内小学校が改築の時期を迎えております。この改築をする時期を迎えているに当たって、一方では、小出小学校が非常に児童数の減少が激しく、21年度の入学者も9名という状況です。一時、来年あたりはまた17名の入学生が今のところ予定されておりますが、次の年が8名、また、その次の年が16名、あとは11名、7名、9名というふうな推移で進んでいくわけですが、この1けた台の学年が全部になりますと、今度は複式学級の心配もしなければならぬという状況に将来的にはなってくるのではないかとというふうなことから、院内小学校の改築に当たっては、やはり小学校も小出小学校との統合ということについても考えていかなければならないのではないかと。今後、平成30年ぐらいまでの児童の推移の資料を提供しながら、委員の皆さんで協議をしていただきまして、さきの提言書のような形になったわけです。

これについては、一昨年、それぞれの学校だよりを通して、教育委員会で、院内小の改築に当たって、院内小単独で建てるのか、例えば院内小と小出小との統合も考えられるし、平沢小学校へ一つにまとまるという考えもあり得るというふうなことを、教育委員会の考え方を広報を通して地域の皆さんに知らせてきたところでありますけれども、大きな反応はまだ地域の皆さんからありませんけれども、今後、この提言を受けて、教育委員会では、一応27年度をめどにというふうな具体的な提言もありますので、今後、地域の皆さん方、保護者の皆さん方と、このことについて具体的な話し合いをしながら、進めてまいりたいと思っております。

三つ目の象潟地域の小学校の件であります。喫緊の課題としてはないわけですが、いずれ、将来的には、象潟小学校の北校舎も — まず象潟小学校そのものの改築時期というものもやってくるわけでありまして、そのときに、象潟地域の小学校のあり方というのをどうすべきかという観点で協議をしていただきました。

30年以降になりますと、たしか、上郷小、上浜小とも、全校児童数が50人台になる見込みです。そうなったときに、やはり、それぞれの全校生徒50人の中での小学校教育というものが、今いろいろと課題がある中で、どのようなものかということ、将来的には旧町単位で小学校1、中学校1

というふうな配置に、今の少子化の傾向から見れば、そのような配置にならざるを得ないのではないかという観点もございまして、まず、統合ありきではないにしても、もう10年後ぐらいをめどに、象潟地区の小学校のあり方について、具体的に地域の皆さんと話し合いを進めながら、あり方について検討していきましようというふうなことであるというふうにとらえております。これもいろいろな機会あるごとに、そのあり方について、保護者や地域の皆さん方と一緒に考えていくべき課題であろうというふうにとらえております。

それから、平沢小学校と院内小学校の学区についてであります。今、すずらん通りに面したスマイルを過ぎて、仁賀保中学校のほうの杉山線の内側といいますか、そこに新興宅地ができて、住宅が今建っているわけですが、仁賀保町時代にあそこの住所の一部を平沢小学校学区とする一文がありまして、ところが、あの当時は一部だったのですが、年々宅地造成が進みまして、一部という表現では対応し切れなくなってきたということで、業者のほうから子供の学区について非常に不確定で、宅地をつくるに当たって、買い手に子供の進学の学校を説明しにくい状況なのでという話もあったりして、それでは、なるべく早くきちっとした学区を定めなければならないであろうということで、来年度末をめどに、教育委員会できちっとしたものをつくらなければならないなというふうに思っていて、そういうことも協議をしていただいて、22年度までに明確にしておくほうがいいのではないかというふうな提言を受けたところでありまして、これについても今後具体的な検討をしてみたい、きちっと定めたいと思っています。

この4点の提言については、今後、教育委員会で検討しながら、地域の皆さんとも協議しながら、これから進めてまいるというふうなことにしておるところです。

次に、図書館の整備計画についてであります。これまで図書館の整備計画を推進するために、第一にまず図書環境の把握に努めてきたところでありますけれども、その把握したものの結果に基づきまして、まずは児童への読書支援の強化を図ることがまず喫緊の課題であろうという認識のもとに、国の補助事業による子供読書応援プロジェクトに19年度から取り組んで、子供読書推進委員会の設置とか、読み聞かせボランティアグループの育成・連携、そして、学校との連携を図る支援センターの設置など、子供の読書普及強化というものに取り組んできたところであります。

にかほ市の図書館整備計画は、本市の図書館サービスの現状と問題点を踏まえて、平成20年から10年間の整備の指針を示したものでありますけれども、今年度は、計画初年度として、まず図書資料の充実を図ることにしまして、平成19年8月1日施行のにかほ市図書資料の相互貸借規定というものに基づきまして、市内の学校の図書館、図書室の資料を相互利用することによる蔵書数の不足の補完、それから、県内外の公立図書館とのネットワークの活用による資料の充実などを図りながら、利用者のサービスに努めてまいったところであります。

今後については、25年度到達目標の年間貸出目標8万3,000冊というものの達成に向けて、努力をしていきたいというふうにとらえております。

施設の整備につきましては、象潟公民館図書室を旧中学校校舎の一番市役所側の平屋の建物が新しい建物、ほかの建物と違って新しい建物で、何ら問題なく今後も使える状況ですので、我々としては、その校舎を利用して整備計画をしていこうというふうにとらえておりましたが、補助事業

が整備の対象外となってしまったために、計画を変更しなければならなくなりまして、これが今のところ見通しがつかなくなってしまいました。とりあえずは公民館施設を有効活用しながら、利用者の皆さんのニーズに精いっぱいこたえていく努力をしていかなければいけないなというふうを考えているところです。

また、職員の配置につきましては、今年度、コピーに司書資格のある職員を配置しましたし、来年度も臨時職員1名増員を予定しております。財政的な課題もありますけれども、今後、その整備計画に基づいて、やはりさらなる充実を図っていく必要がありますので、効率的・効果的な職員体制のあり方、図書資料の充実、それから、さまざまなサービスの向上というものを念頭に置きながら、整備計画の実施に向けて努力をしていきたいなと、今のところそういうふうな考えを持っているところであります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 私のほうから、公文書の管理・保存についてお答えします。

御質問にありましたとおり、行政文書の整理・保管及び保存につきましては、市文書取扱規程によって規制されております。合併前の旧3町それぞれの所管にかかわる公文書については、合併前において、旧3町それぞれ各所管で調査・整理した後、引き継ぎの必要な公文書を簿冊ごとに事務引継書に記載して、新市の管理職へ引き継ぎを行いました。さらに、関係する各係長間などにおいても、事務引き継ぎを行ったところでございます。

しかしながら、その後においては、旧町からの引継文書については、通常使用するもので、事務室など身近な書庫に保管するもの以外は、各庁舎の書庫に、引き継がれたままの状態置いて保管されております。公文書の台帳を整備して、分類や保管場所などを明確にし、情報公開請求への迅速な対応や、過去の経緯や当時の書類を必要とする場合など、備えておくことは重要なことであり、今後、合併して数年も経過しておりますので、さらに書庫の有効活用を図る意味から、公文書の整理・保管を指示し、適正な公文書管理に努めてまいりたいと考えております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 私のほうからは、公文書の中でも、歴史的な重要な公文書の取り扱いについてお答えしたいと思います。

今、総務部長が話されましたように、膨大な公文書が保存されておりますが、やはり郷土の歴史の解明に、そういう公文書が果たす役割は大きいものがあると思います。今言ったように、保存年限を定めて文書の管理はしているわけですが、市の活動や歴史的事実に関する正確な記録というのは、にかほ市の歩みを後世に伝える貴重な資料でもあるわけですが、このような市民共有する、かけがえのない財産として、こういうような考え方から、やはり適切な保存と利用を図ることが重要であると思っております。

しかし、これらの公文書というのは膨大な量でございますので、行政資料としてのもの、あるいは今言った歴史的な資料としてのもの、そういう価値のものを分別・整理する必要がありますし、やはりそれらの資料を長期的に保存をどのようにしてするかというような方法も考えていかなければならないと思います。収蔵についても、今は各庁舎にあるわけですが、こういう歴史的な

資料につきましては、やはり市民にも公開することが望ましいと思いますし、そういう資料を今後の市史編纂等に役立てていかなければならないと思いますし、そういう資料をどこで保存するかということが問題になると思いますが、できれば一括したところに保存するのが一番いい方法でございますけれども、まずは図書館や郷土資料館等で保管しながら、そして、効率的な活用の方法を考える必要があると思います。

いずれにしても、過去の合併等によっても、多くの公文書が廃棄されたり、散逸されたというのが実際にあるわけでございますので、そういう過去の反省を踏まえながら、今後の対応を、きちっとした形で保存するような方法を考えていきたいなと、そういうふうを考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 転入される皆さんに対する情報提供についての御質問にお答えいたします。

初めに、にかほ市への転入件数でございますが、18年度は450人、19年度は456人という数字になっております。このうち、約8割がTDK関係の方でございます。転入される方に対しましては、「ようこそにかほ市へ。転入されたみなさんのガイドブック」のほかに、総合発展計画のダイジェスト版、ごみ減量リサイクルハンドブックとカレンダー、観光ガイドブック、にかほ遊ゆうマップ、生涯学習のすすめなどをお渡ししまして、生活する上で必要な情報を提供いたしております。また、個別に知りたい情報等がある場合には、既存のパンフレット等を活用して説明をしたり、担当の官署や施設・団体などを紹介して、転入者にわかりやすく理解していただけるように努めているところでございます。

転入されてこられる方々は、住まいなどを確保する段階で、学校、病院、商店などの地理的な情報をお調べになり、また、電気、ガス、水道などの生活するための手続を済ませた後に、転入手続に来られることが多いことから、市役所の窓口におきましては、多くの方が身近な暮らしの行政情報を求めているように見受けられます。御指摘の「ようこそにかほ市へ。転入されたみなさんのガイドブック」も、転入された方から、行政の窓口や担当部署がわかるものが欲しいという要望があることから、それにこたえるために作成したものでございます。したがって、内容としましては、ホームページにあります市役所の機構図と窓口の中の各課・係の業務と同じようなものになっております。初めは、職員がパソコンで手づくりしたものをコピーしてお渡ししておりましたが、平成19年8月からは、印刷製本したものをお渡ししております。

市役所窓口で転入される方にお渡しするガイドブックにつきましては、合併協議会が作成しました「にかほ市ガイドブック」のようなものも検討いたしましたけれども、行政機構や制度内容などが変わるたびに、作り直しや訂正などが必要になることもありまして、現在は、複数のガイドブックやパンフレットなどを活用して、転入者の皆さんが個々に必要としている情報を提供しているところでございます。

いずれにしましても、転入者の皆さんが必要とし、求める情報は、すべて提供しなければなりません。個々の転入者に対する窓口での職員の対応が大変重要であることは御指摘のとおりでございます。御指摘のガイドブックの見直しにつきましても、転入者の立場に立って、内容について再度

点検をしまして、新たなガイドブックの作成も含めまして、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 前後して申しわけありませんけれども、先ほど市長から次世代育成支援行動計画の後期計画策定の概要を述べていただきましたけれども、私からは、現段階で考えられる計画全体の構成について申し述べたいと思います。

まず、平成20年度の業務といたしまして、小学校就学前のお子さんのいる1,103世帯と、小学校1年生から3年生までのお子さんがある693世帯、合わせて1,796世帯から、31項目にわたる質問に答えていただき、また、市の子育て支援策に対する御意見、あるいは御要望についても記入していただきました。回収率は84%でありました。詳しい分析はこれからでありますけれども、未就学の世帯においては、保育料、医療費、それから施設等に対する関心が上位を占めているようであります。一方、小学生のいる世帯におきましては、そのほか、学童保育についても関心が高いようであります。

今回の後期計画策定に当たりまして、現段階で考えられることは、平成21年度には基礎調査も実施しなければならないのではなかろうかと思っております。この基礎調査というのは、行政、保育所、保育園、学校、企業などを対象に施策事業推進調査を実施いたしまして、サービスを提供する側からの視点で、次世代育成支援の課題、提案をいただきたいと思っております。市で行ったアンケート調査とあわせて、サービスを提供する側と受け取る側の実態がおのずとわかることとなりますので、議員がおっしゃるとおり、事業の検証、学びや遊びの施設の現況や利活用の実態など、全施策の目標に対する達成度を多角的に評価することとなりますので、適切な達成度評価結果が得られるのではなかろうかと思っております。これをもとにいたしまして、改善しなければならない課題の優先順位も抽出されることとなりますので、協議するポイントも絞り込まれることになろうかと思っております。市民の意見が反映された施策の展開が可能になるものと思っております。

次に、目標値の設定につきましては、児童数の将来推計、それから住民アンケート調査によるニーズ量、あるいはサービスを提供する側からの供給見込み量、これらをベースにいたしまして、財政の見通し、事業の実施態勢、実現性、優先度を比較検討いたしまして、政策判断によりまして、設定することになるのではなかろうかと思っております。また、目標ごとに、平成26年度の成果指標、つまり事業目的の達成度を示す尺度であります。施策の推進によってどういう状態にするのか、市民に対してどういう成果を提供するのかというような目標を数値化した指標を示すべきと考えております。いずれにいたしましても、市民アンケートによる保護者、あるいは、サービスを提供する関係機関、それから、次世代育成支援対策地域協議会、またはパブリックコメントの実施をいたしまして、御意見、御提案が非常に重要でありますので、これらを十分反映させた後期計画としたいと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 一つ一つ、時間の関係もありますが。

最初は、今の答弁の中で、かなり綿密にその次世代育成の支援行動計画についての今までの4年

間ですか — の内容を検証し、そして、いわゆる受ける側というか — の意見も、あるいはニーズについてもきちんと把握をすると、そういうことで、濃密なことをつくっていくという、そういうのについては理解をしたいと思います。

ただ、ここで、私は、子供がどう思うのかということ。大人の視点で物を考えるだけでなく、子供を大切にするというんですか、子供がやっぱりその中で伸び伸びと、というか、あるいは大きくなるに従って、小さいときから一つ一つ、自分の生きている、考えている — 3歳、4歳になれば、もう生きていることの喜びというか楽しさというのが、これを自分で受けるわけですね。こういう視点も、やっぱり子供の視点に立ってというか、ということも必要だと思うんですよ。与える、与える、与えるだけじゃなくて、その視点をどうやっぱりかなえていくかということ。まあ子供の権利というふうに言われていますけれども、その辺についてはどういうふうに考えているかですね。子供権利条例をつくっているところもありますし、あるいは川崎とか、あるいはこの間も、秋田もできました。そういう面が一つ、どういうふうに考えているか。

もう一つは、今は貧富の差が非常に激しいと。貧富の差が激しいので、それが子供時代から、もう大人になる道筋の中で、落ちていくという言葉じゃなくて、それがもう子供が、「ああ、おれはもうだめだ、おれはだめだ」というような、そういうことがやっぱりあってはならないんですよ。

したがって、そういう面からいうと、例えば、私は1回、教育委員会を通して、子供の学校にかける、今、義務教育は無償と言っていますけれども、お金がどのくらいかかるのかということで、学納金ということで調べていただきました。これは親の方からも、例えば非常にこうかかると、義務教育といってもかかるんだという話があるわけですよ。小学校の1年生から3年生、まあ上がっていくわけですが、トータル的に見ますと、安いところは、1年生から6年生まで、今の学納金です、12万7,490円とか、これは大きい学校です。で、その次に大きい学校で、16万5,000円とか、ここでやっぱり3万円ぐらい違うわけですね。ひどいところは、ひどいというか、高いところは、小さい学校ですけれども、22万3,000円なんですよ。10万円違うんです、学納金ということとは。

これは、先生方の教え方、あるいは学校の方針、いろいろあると思うんですけども、それらについての学納金の状況についてを見たら、今、市でもいろいろな形で補助は出している。例えば修学旅行の補助金とか、そういうふうにして出しているわけですが、必要な、義務教育に必要なもの、最低はこれだけということで、学校振興費ですか、出しているわけですが、もっとふやせるものはないのか。これは教育長にお聞きしますが、学納金の一覧表、どういうものにかけているかということがわかるわけですが、この中で、市が行政として出していいものがないのかどうかですね。例えば道徳教育の副読本なんかは、これは全員が当たり前、これは教育基本法、あるいは学校教育指導要領ですか — で決まっているわけですから、そういうものについてはちゃんと行政で出しますよと。広めるということは考えられないのかどうか、伺いたいと思います。

それから、今の貧富の差もありますが、社会状況がこういう状況の中で、大変苦しいということで、就学扶助費についても、これは今まで国が示した一定の基準があるわけですが、それを

超えて出せるものがないのかどうか。今年度、21年度予算は、修学扶助費は少なくなっているわけですね、去年よりも、予算を見ますと。で、これはどういう状況でなったのかも含めて、就学扶助費をふやせるような方法が考えられないのか、これが二つ目です。

ただ、にかほ市としては、学校生活支援サポートを6名もふやしたと。これははっきり言って、由利本荘市の皆さんからいうと、先生方からいうと、「いやあ、にかほ市、大した頑張っている」と。私もやっぱり評価したいと思うんですよ。これで25人になるわけですから。そういう面では、いいもの、にかほ市ではやっていることは間違いないんです。それをもっとやっぱり広めるということという面で、二つの点、お願いします。

それから、三つ目は、次世代の支援行動計画業務委託料。業務委託料というのは、さっききちんとしたものを、ニーズを、あるいは検討をして、検証をしてつくっていくというんですが、業務委託料というのはどういう内容なのか、伺いたいと思います。

それから、図書館。図書館。容易でないことはわかりますけれども、ただ、補助金頼みじゃなくてできるもの、例えば、象潟公民館の図書室、明るくなりました。それから、配置についても、あっと思うぐらいきれいになりました。この点について、私もやっぱりよかったなと思うんですよ。それから、あそこで働く人も一生懸命頑張ってくれています、これもわかります。ただ、電話がないんですね。図書室に電話がないんですよ。みんな、公民館の事務室から行くわけですよ。例えば、これこれの本を借りたいというふうに、まず電話でやっておいて行きますといっても。その点、一つ、どうするか。

それから、もう一つは、きょうも市役所のホールにある人がおりました。で、「何しましたか」と言ったら、「新聞を見に来ました」と言うんですよ。少なくとも図書館には、三大紙、あるいは地元紙、あるいは経済を勉強する人には日経、これぐらいはやっぱり、5紙ぐらいはきちんと配置できませんか。そういうところから直していくということ。

それから、図書館の二つ目は、地域図書館にするというふうに言っているわけですから、条例改定のめどについてはどういう考え方をしているのか。

公文書、わかりました。ただ、教育次長言ったところの、歴史的にやっぱり価値のあるもの、それから、せっかくなにかほ市になったわけですから、今、やっぱり責任あると思うんですよ。にかほ市になって、その前のやつ全然だめでしたとか、にかほ市になってからの文書の扱いが後世の人から見てぞんざいだったということは、やっぱりうまくないと思いますので、その点について、きちんとやってください。これは答弁要らないです。

それから、転入してくる人。確かに、この表面はいいですよ、とってもいいですよ、見てください。ところが、中ですね、中は、もう字は小さいし、ただ、金浦市民サービスセンター庁舎内外維持管理とか、こんなこと書いてあるんですよ。これじゃなくて、ここに住んで、せっかく意欲持って、あるいは、ここに住まねばねという人が、「ああ、にかほ市に住んだな、よかったな」と、その人の扱いはもちろんですけども、見られるもの、これはひとつやっぱり検討してみてください。特に、医療の関係、交通の関係、あるいはお店の関係、それから勉強したいとか、あるいは遊びたいとか、子供がどうしたらいいとか、そういうものについて、きちんとしたものを、楽しむ

というか、「ああ、よかったな」と思うようなものをつくり直していただきたいということを申し上げたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） お答えいたします。

今の後期計画に子供がどう思うかも大事であるので、子供の視点からとらえた要望といいますか、要求といいますか、それを把握できないかということでありますけれども、当然、子供の権利は守らなければなりません。受ける側が、子供さんが受ける部分というのは非常に大きいわけでありますので、方法はいろいろあるけれども、子供のニーズ把握についても、調査の作成の段階で検討させていただきたいと思います。

それから、後期計画の業務委託の内容でございますが、目標量の設定等とか、第三期計画との検証、あるいは要望が出てきた件につきましての調査・研究、あるいは人口推計等、それから報告書の作成費、それから人件費、これが主な委託の内容でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） まず最初に、学納金の件でありますけれども、確かに、高学年になればなるほど、金額は大きくなっているということでありますけれども、小よりも中が倍ぐらいの金額を保護者の皆さんは払っているというふうなことであります。主に修学旅行の積み立て、それから卒業に当たって卒業アルバムとか、いろいろもろもろのものが、その学校によって伝統的なことに使われるとか、そういう形で、その部分が一番大きいのではないかなというふうに思っています。道徳の副読本については、文科省で道徳の「心のノート」というものもつくって、各学校に、教育委員会に配布しているわけですが、学校によっては、そのほかにもいろいろな教材として使いたいものがあるということで、子供たちに買って、いろいろ道徳教育に使っているものだと思いますけれども、その内容を見てみないと、私もちょっとわからないんですが、これはちょっと検討させてください。

それから、昨今の経済状況などもありまして、それから、前からそういう保護者の声も学校にもある程度は届いているということもありまして、やっぱり根本的に見直していこうかなという学校が出ておりまして、市全体としても、この学納金について、真に必要なものと、まあこれはなくてもいいのではないかなというものときちっと見きわめをしながら、少しでも保護者の負担を軽くしていかなければならないかなという考え方になっていきますので、今後具体的に検討をしていきたいというふうに思っています。

いろいろあるんですね、中学校になりますと、部活動の後援会費とか、そういうものもありますし、必要でないものを探るのがちょっと難しいような面もありますが、どの程度、行政がここの部分を負担できるものがあるのかどうかということもやはりちょっと見せてもらって、検討はさせていただきたいというふうに思います。基本的には、少し学校のほうも再検討してもらおうということは進めていきたいというふうに思います。

あと……

議長（竹内睦夫君） 教育長、時間が迫っておりますので、簡潔に。

教育長（三浦博君） ああ、すみません。図書館の件については、次長からお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 竹内議員言われますように、すべての庁舎に図書館をとということで、国の図書館協議会でも今まで進めてきたわけございまして、やはり合併によって、にかほ市に一つあればいいということではないと私も思います。やはり最低でも、中学校区に800平米の職員が3名、5万冊、これが最低限ということで、竹内議員言われるようなことで、整備はしなければならぬと思いますが、やはり財政的な事情というものがございまして、市のお金でそれを整備するということは今現在ちょっと不可能だと思いますので、今後いろいろな補助金等を考えながら、この計画に沿った形で進めていきたいと思っております。

それから、図書館の中に電話はあまり必要ではないのではないかなと私は思っていますが、新聞の部数をふやすことについては検討してまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。簡単に。

教育長（三浦博君） すみません。扶助費についてであります。金額が減ったのは、やはりこれは義務教育の間だけの扶助費ですので、児童生徒さんが卒業すれば出ないことになるわけで、そのような観点の減りだと思っております。教育委員会では、一定の基準に基づいて、支給するしないという判断をしておりますので、公平に支給されていると思っておりますし、新年度についても、今こういう状況ですので、できるだけ困っている人に扶助できるような形にしたいと思っておりますが、やはり国のお金も使っていますし、一定の基準を満たさないと、やはりどうしても支給できないという面もありますので、どの程度の運用ができるか、実際に保護者の話を伺いながら……

議長（竹内睦夫君） 教育長、簡潔に。

教育長（三浦博君） ……慎重に判断してまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 先ほどお答えしましたように、転入者の必要と視点に立って再点検をして、新たなガイドブックの作成も含めまして検討してまいります。

ただ、秋田市あたりのガイドブックですと、100ページを超えるガイドブックがあるわけですが、担当者に聞きますと、それでも満足。— 何ですか、要らないデータといいますか、資料もたくさんあるということで、その100ページを超えるガイドブックでも、なかなか全員が満足しているという状況ではないというようなこともありますので、そこら辺も勘案しまして、検討させていただきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） これで16番竹内賢議員の一般質問を終わります。

所用のため2時15分まで休憩します。

午後2時10分 休憩

午後2時24分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、3番市川雄次議員の一般質問を許します。3番市川雄次議員。

【3番（市川雄次君）登壇】

3番（市川雄次君） では、一般質問をさせていただきたいと思います。

質問内容は、まず1点でございますが、まず最初の通告では、2点の内容についてお答えをいただきたいと思います。

自殺防止への市の取り組みについてということです。

平成21年1月に、県警 — 秋田県警ですけれども — 平成20年の自殺者数が2年連続減少しているという結果を公表しました。周知のとおり、秋田県は人口当たりの自殺者数、いわゆる自殺率が全国一と言われ、昨年も、減少したとは言いながら自殺率全国一という痛ましい結果となっております。確かに、秋田県は数年来、自殺率全国一という位置にあって、全県レベルで自殺を減らすために必死になって自殺による死者の数を減らすために取り組んできました。当然そのかいもあってなんですが、この2年間の数字となって、減少という数字があらわれたのだと思います。

にかほ市でも、行政とボランティア団体が連携し、精神保健分野での取り組みを行い、着実にその成果を上げております。しかしながら、それでもなお、その全部を救い出すことはできず、残念ながら、毎年少なからぬ数の方がみずからの意志で命を絶っている状況にあります。県警発表の自殺実態は、なるほどと思わせるものではありませんけれども、果たしてそれだけで自殺というものを言いあらわしているのだろうかという疑問が残ってしまいます。そこで、まず、自殺防止に向けた取り組みとして、これまでの取り組みについて具体的な答弁をお願いいたします。

次です。昨年、私の知るところでも、残念ながら数名の方が自殺によって亡くなっております。そのうちの1人につきましては、自殺する数日前にたまたま行き会い、言葉を交わし、酒席を一緒にしたと。その数日後に訃報を聞いたということがありました。その知らせを聞いたとき、背筋に冷たいものが走ったことを覚えております。なぜ、彼らは自殺を防ぐことができなかったのか。残された家族の苦悩を考えると、いたたまれない気持ちになります。

かねてより、自殺問題については、極めて身近で、市民生活を脅かす問題として直視していかなければならないと考えておりました。そして、今、私はこの自殺問題を最も懸念しております。最近の急激な景気悪化が、98年ショックを引き起こすのではないだろうか、もしかしたら10年前以上の事態を引き起こしてしまうのではないかという恐怖すら感じております。

98年ショック、山一証券や北海道拓殖銀行が経営破綻、自主廃業、全国的な金融不安が席卷した97年度決算期である3月に、全国で3,265人というすさまじい数の人が自殺し、その結果、年間自殺者数が3万人の大台を超えた年でございます。そして、それ以来、年間の自殺者数が3万人を超え続け、約16分に1人が、日本のどこかでみずからの命を絶っているということになり、人口で考えれば、にかほ市が毎年消えていっていることになります。

約1年ほど前、精神疾患のある方の相談を受けたことがありました。その方は、かつて一般企業で働いておりましたが、職場内のあつれきや、たび重なる残業に心が押しつぶされ、うつ病になり、いわゆる統合失調症になってしまった人です。相談の細部までは申し上げられませんが、本

人も何度か自殺を考えたと述べておりました。そのとき私は、方向を間違えれば行き着くところまで行ってしまうのではないかと感じ、急遽、精神保健ボランティアの方の御支援をいただいたという経験がございます。そのとき、私はただ話を聞いてあげることしかできませんでしたけれども、その相談ともつかない会話の中で、本人も頭の中が整理され、何回かお話をするたびに笑顔を取り戻していたように思います。

そのとき感じたのは、多少語弊はありますけれども、相談を受ける側はその後の処置です。その後の対応が間違っていなければ、だれでもよいのではないかとということを考えました。多少語弊があるかと思いつつしゃべっております。言い方を変えれば、深刻な悩みを持って相談に訪れた人を、きちんと専門機関につないであげられる仕組みが整っていれば、相談の入り口としての役割は、だれでもその役割を果たすことができると感じました。

そこで質問させていただきますが、昨年7月にNPO法人自殺対策支援センターライフリンクが日本財団の助成を受けて実施した「自殺実態調査」があります。この調査報告書は後づけではありますが、生々しいものであり、非常に示唆に富むものだと思います。そして、この調査報告書は、今後の自殺防止に向けた取り組みに一定の方向性を与えてくれるものと考えます。この報告書について当局の見解をお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、市川議員の御質問にお答えいたします。

自殺防止への市の取り組み状況でございます。まず、これまでの具体的な取り組みについてでございますが、市政報告と少し重複する部分がございますので、御理解をお願いしたいと思います。合併した平成17年に、にかほ市の人口10万人比の自殺率は82.8と、県内で最も高く、秋田県39.1の2.1倍でありました。このため、市では、平成19年度からの県の自殺予防モデル市の指定を受け、にかほ市自殺予防ネットワーク会議を立ち上げたところでございます。この会議は、市内の精神科医師、秋田大学の医学部、本荘保健所、警察署、住民の代表、関係団体、市の職員などで構成され、にかほ市の心の健康づくりと、自殺予防対策の推進を図ることを目的として立ち上げたものであります。

この会議で、地域ぐるみの自殺予防への取り組みがスタートしたわけではあります。昨年度にはその一環として、30代から70代までの市民を対象にした心の健康づくり調査、アンケート調査を実施したところであります。調査票記入日の過去1ヵ月間の心の状態や、うつ病への理解度など、72項目を質問いたしました。対象人員は1万8,585人で、81.2%に当たる1万5,094人の方から回答を得たところでございます。このような高い回答率は、市民の自殺予防に対する関心の高さを示しているのではないかなと、このように思います。この調査結果については、広報にも掲載しておりますが、うつ状態や、自殺につながる可能性のある心のストレス度合いが、中度から重度の人が、この調査結果で約13%いるということが明らかになりました。ストレスは女性に多く、社会的交流の少ない人ほど重くなる傾向もわかってきております。

この結果を踏まえて、平成20年度は、健康推進員を通じて、全世帯に相談先の電話番号のついた

シールの配布、あるいは公用車と公共の主要施設に、「君は一人じゃないよ」のシール、立て看板の設置などで、市民に広くPRをしたところがございます。その結果、20件近い電話相談に応じております。また、市民を対象に5回にわたる傾聴ボランティア育成講座を実施したところ、延べ314人の方から受講していただきました。現在、象潟の構造改善センターで受講者から成るボランティアで週1回、コーヒーサロン、これは自殺予防サロンでございますが、開設しております。9月から12月までのコーヒーサロンの開設会数は14回、参加延べ人数は36人で、35人のボランティアに対応していただきました。このほか、にかほ市と由利地域振興局との共催で、自殺予防キャンペーンの実施や、社会福祉協議会に委託し、多重債務などの法律相談や講演会を開催いたしました。講演会には50人の参加と多重債務相談には18人が相談に来ているところであります。

また、心の健康づくり調査結果から、ストレスが高いと判断された13%の中の、特に重度で記名のあった方、55名のうち、受け入れを承諾された33名の方に対しては、保健師が個別訪問をしたところであります。アンケート記入時には問題があり落ち込んでいたが、今は安定した状態にある方、あるいは閉じこもったり、複数の問題を抱えている方も多く、市で実施している心の相談や、精神保健相談事業の紹介をするなど、今後とも継続して経過を観察していくこととしております。

また、うつ傾向にある方は、内科に受診してくることが多いことから、市内病院や医院の職員に対する研修会を実施し、医院での受診者への声かけ、見守りなどの対応方法について学んでいただいたところであります。

自殺者は、平成17年24名、18年8名、19年9名、20年13名となっておりますが、モデル事業の中で実施した心の健康づくり調査によると、中度から重度のストレスを抱えている人にどう対処するかが予防のかぎでもあると思います。いずれにしましても、相談業務の拡充と交流の場づくりなど、今後とも自殺予防事業に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、自殺実態報告書の内容等については、担当の部長がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、私のほうから質問の後段にあります自殺支援対策センターライフリンクが実施いたしました自殺実態調査報告書について感じたことを申し上げたいと思います。

これはNPO法人自殺対策支援センターライフリンクが自殺予防の実践的な対策に直結するような形で、自殺の実態をつまびらかにしようということで、経済や法律、医療や福祉などの分野の有志で、自殺実態解析プロジェクトチームというものを結成いたしまして、自殺の実態を明らかにした「自殺実態白書2008」であります。第一章の自殺の危機経路から、第四章の自死遺族の実状まで、今後自殺対策に対しての私たちの進むべき方向性が示されておりました、貴重な報告書であると感じております。

この中で述べられている、最後の所感にもあるとおり、自殺問題の中心には、だれかにとっての親であったり、子供であったり、あるいは兄弟であったりと、かけがえのない人の存在が常に問題の中心におり、日々取り返しのつかないことが起こり続けているという現実があるということであり、また、自殺が、かけがえのない人の存在をめぐる極めて個人的な問題であると同時に、社

会的かつ社会構造的な問題でもあると言っております。社会的な問題であることの象徴は、市川議員がおっしゃるとおり、98年3月ショックだと具体的な時期も意味も明らかにできています。社会構造的な問題といたしましては、社会全体が問題を複合的に抱え込んでしまっており、社会的な支援を必要としている人ほど支援を受けられずに、自殺へと追い込まれやすい社会構造になっているということも触れられておりました。政策も、支援をする側の理屈でつくられておまして、支援を受ける側の都合が考慮されておらず、問題を抱えた当事者にとっては、大変使い勝手の悪いので、情報は整理・一元化されるべきだと忠告しております。

その他、担当する私どもにさまざまな示唆をいただいておりますが、一つとして、自殺の要因は単純ではなく、複数の要因が絡み合って、最終的にはうつ病となり、自殺に至るケースが多いということから、うつ病への取り組みが非常に大切であるということ、それから、自殺した家族への支援が必要なこと、三つ目といたしまして、自殺の6割が相談機関に行っておりまして、自殺を考えている方は、悩みを抱えながらもサインを発しているということがわかり、周囲の人が早目に気づいてあげ、対策を講じていかなければならないということでもあります。

さまざまな社会問題を抱えまして、相談できずに苦しむ人は多いわけですが、人に迷惑をかけたくない、自分の弱い部分は人に見せたくない、死ぬ以外に解決策がないといった、問題を一面的にしか見られなくなる心理状態の中で、自殺という選択がなされることが多いといえます。自殺予防研究プロジェクトの総括責任者でもあります秋田大学の本橋豊医学部教授の著書「自殺が減ったまち 秋田県の挑戦」この本の中で、「困難に直面した時には、人に頼るのは恥ずかしいことではない。自分の弱さを人に見せるのは弱いことではない。死ぬほかに幾らでも解決策があるということを一一人が理解すること、そして、心理的な悩みを抱えた人を周囲から支え合うというシステムが整備されていることが、自殺予防の基本になる」と申されております。また、自殺予防を進めていく上で、難しい理論などは必要はなく、要は、だれでもが安心して悩めるように、さまざまな相談窓口や援助の仕組みを充実させればよいということを結論づけております。

私どもといたしましても、プライバシーの問題もあることから、なかなかその家族の中に入っていくことも困難を要するわけですが、これらのことを踏まえまして、相談窓口の周知や、相談場所の設定、あるいは企業との連携、他機関との連携、対象と思われる方のケース検討、これらを行いまして、この報告書が示唆してくれていることも念頭に置きながら、秋大の本橋先生の指導・助言などをバックにしながら、自殺対策という生きる支援、命への支援ができるように取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） まず、今回の一般質問の意図ですけれども、確かに自殺問題は、行政だけが、例えば先ほどのお話ですけれども、自殺で亡くなる方のおよそ72%が、自殺の直前に何らかの機関に相談をしているという結果が出ております。これは私も実体験として非常に強く感じております。

ただ、一方で、その相談窓口の数字を見てみると、行政に対して相談をするというパーセンテージは極めて低い。どちらかというところ、やっぱり精神科医とか、あるいは民間のボランティア組織の

そういう団体に対して、あるいは法律専門家とか、そういう方向に対しての相談件数が非常に多いということをかんがみたときに、果たして、今の体制は十分整えられているのかということがやはり一つ疑問に残ったわけです。ただ、一方で、先ほど市長の答弁にもありましたように、私も当初、教育民生委員会におりましたので、そのときに、にかほ市で、モデル市町村として取り組んでいきたいというお話を伺い、どのような取り組みをしていくのかというのを非常に注視しておりました。

その中で、今、健康福祉部長にお答えいただきましたけれども、私、このライフリンクの自殺実態調査、1000人調査と言われるものですが、これが発表されるというのを非常に待っていたという

— これをやっているということは、かなり前から知っていたんですけども、この調査結果が出るのをいついつかというふうに出てきて、それで、ちょっと再質問の中に入っていくんですけども、私もいろいろと相談、仕事柄、相談を受けることが結構あります。そのときに、自殺と直結するというわけでもないんですが、自殺の原因が、私、うつ病だというのが、余りにも短絡的じゃないかなというふうに思っておりました。そのうつ病になる前の段階というのがあるというふうに思っております。

その疑問が非常に強かったところに、今、今回の1000人調査というところで、危機経路 — 4段階ですね — 4段階の危機経路を数値をあらわして実証してくれたということで、これは非常に今後の市の自殺対策に対する取り組みにおいては、非常に示唆に富んでいるのではないかと。秋田県は、もちろん汚名を晴らすべくという言い方も大変失礼なんですけど、全国一の自殺率ということで、先進県になっております。先進県なり、その中でも、にかほ市も — 市長の答弁の中で、私も十分わかっている中で答弁をいただいたというのは大変失礼なんですけど、非常ににかほ市の取り組みも、私は大きいものがあると思います。

先ほどの私の質問の中で、精神保健ボランティアの方に直接介入していただいたというときに、その窓口がある、私にできないことをお願いできる人がいるということは非常に大きいことだと思います。ですから、全部を行政で負うべきではないと思っております。

ただ、窓口がそれだけ広がっているのかな。要するに、複数の窓口が設置されているのかなということが、やはり一つ疑問なんです。それで、先ほどの言葉ではないんですが、私は、相談窓口はだれでもいいという言い方をしました。これは非常に語弊があると思っております。けれども、相談を受けた後のシステムづくりがちゃんとなされていれば、例えばこういう相談を受けたら、この方は例えばこういう専門家に、こういう方はこういう専門家にというシステムづくりがちゃんとなされていれば、私は、窓口、最初の相談はどなたでもできるんじゃないかというふうに思っております。ですので、まず一つは、相談窓口の拡充といいたまいますか、複数化ということをもう少し実践されてもいいのではないかとこのように思います。

ただ、一方で、これも私の年代のある方、全く別の人なんですけれども、やはり会社の中で非常にあつれきを生む — また別の方ですが、あつれきがあって休職していた。休職できるというのは、やっぱり家族の理解が必要です。家族が理解して、その地域の人たちも、周りの人たちも、「何だ」という目で見ないということが必要なんですけど、ただ一方で、その方に関しては、やはり周りの目は非常に厳しかったという記憶があります、ほんの数年前の話ですけども。

私は、ということは、先ほど市長が、自殺問題に対する市民の意識は高いのではないかと、高いというふうに断言されました。確かに高いところは高いと思いますけれども、理解がされているかという、私はそれはまだ疑問だと思うんです。ですので、私はこの自殺問題をタブー視しないという、もう少し積極的に市民に働きかけるという作業を私は行政には求めている。行政の役割はそこにあるんだと思うんです。行政が相談を受けるということではなくて、相談窓口はもっと民間の団体に柔軟な、フレキシブルに動けるようなところに、もう少しすそ野を広げてでも、行政の果たすべき役割をもう少し明確にして、行政はこういうことを、要するに、民間の団体のつなぎ役になるとか、あるいは今言ったタブー視をしないための広報活動をもっと積極的にするとか、県との連携の中でやっているとは言いますが、そこら辺がまだ浸透し切れていないのではないかと思いますので、まず、再質問になるかならないかわかりませんが、そのことについて一言意見を付しながらお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 相談窓口が行政で複数の窓口広がっているのかということでありまして、我々といいたしましても、健康福祉部単独では到底そのような相談に応じ切れるものではありませんので、今後といたしましては、相談しに来た方の橋渡し役といえますが、いろいろ県内でも、ふきのとうホットラインというような窓口が、非常に多く、さまざまな問題の相談に応じる窓口がたくさんございますし、このような窓口を職員の中でも共有し合いながら、広げていければなと思っております。

また、自殺が、数年前までは非常にタブー視、自殺という言葉が言われないうようなことで、タブー視されてきた経緯があります。しかし、秋田県が先頭となって進めてきていますこの対策のおかげで、アンケート等、さまざま行ったわけでありまして、そんな、今はタブー視するような言葉でもないように思われております。今後ともボランティア、傾聴ボランティアの育成、これらに力を入れて、もっともっと市民が相談しやすくといえますが、近くの、同じ市の窓口は行きづらいという面もあるようでありまして、そうであれば、ほかのところの、ふきのとうホットライン窓口、これらを紹介いたしまして、行政といたしましては橋渡し役に努めてまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） あんまりしつこく質問する内容のことでもないのですが、先ほども言いましたように、あくまでも警鐘の意味を込めて、非常に、今後、ことし及び来年、そこに危機があるのではないかという意味を込めての質問であります。

最後、1点、一つ聞きます。確かに相談、相談と簡単に言いますが、例えば行政機関に来る相談です。それが即自殺と直結するわけでもありません。逆にそういうふうな先入観を持って相談するなんて、とてもそんなことはできるわけでもありませんので。そういう先入観を持った、例えば相談に来られた方、いろいろな家族の問題だとか、就労の問題とかで相談に来られた方々に対して、ただ、その中にはやはり危険信号を発している人も私はいると思います。そういう人たちをどのようにつなぎ、橋渡しをしているのかなというところが、私、ちょっと見えないんです。

私のときは、私のほうから行政にお願いして、ボランティアの人に来ていただいたという形をとりましたが、実際、どういうふうにそういう仕組みで、ちょっと危険だなと思うような方がもしおられたら、どのような経路をたどって、相談、専門機関とかを紹介しているのかというようなことを少し、ちょっと答弁いただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） やっぱり自殺する方、その信号は発信されておると思うんですが、日常生活の中で、そうした方々をどう把握していくかということも大変重要だろうと思います。これはやっぱりそれぞれの地域の皆さんから協力してもらって以外ございません。こういうことも含めて、体制の強化、こうしたことも検討していきたいと思っております。

それから、今、こういう経済情勢でございますので、情報の個人情報ということもでございます。こういう中で、例えば、金融機関と行政が連携してそういう情報を得られるのかどうか。こうしたこともやはり検討していかなければならないのではないかなと思っております。そのほか、やはり当然ながら、行政としての窓口を充実して、相談した方々を適切な形で、弁護士さんなり、あるいはお医者さんなり、つなぐような形のものについては、これまで以上に充実していかなければならないのではないかなというふうに思います。

いずれにしましても、どういう形でそういう方々の情報を集めるか、これは、考えようによっては、税の滞納をしている方もいるわけで、それが多重債務かどうかわかりません。職員が徴収の形の中でいろいろ接触するわけですから、そういう形の中での情報収集ということもあるでしょうし、あるいは郵便局さんとか、宅配とか、そういう形の中で、常に物を配達しているような方々が、その中でいろいろ変化があれば情報をもらうとか、そういう体制づくりはできるのではないかなというふうに思います。

いずれにしましても、御指摘のように、これからの体制づくりについても一生懸命頑張ってもらいたいと思います。

あとは部長から。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 危険信号を発している方をどのようにして見きわめるか、大変難しい問題であります。私どもとしては、こういう傾向にある方は、市長が申しあげましたとおり、内科医のほうに通院している方が多いと思われまますので、市内の病院、あるいは医院の職員に対する研修会等、それから、健康推進員での研修等を実施いたしまして、そういう人の医院での受診者への一声をかけられるかどうかはわからないんですが、情報をいただきまして、見守りなどの対応方法を考えていきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） 正直、今、私は意地悪な質問をしたというふうに思っております。私自身も、あえてちょっとそうさせていただいたんですが、とどのつまりが、把握するのが非常に難しいということ。じゃ、どうするかというと、原則は、やっぱり個人情報もありますから、来ていただくということ、来れる環境をつくるということだと思っております。そうすると、今、先ほど言った精

神保健ボランティアの方々によってサロンをつくっております。私も、数年前に藤里町の袴田委員長のところに行ってまいりまして、お話を伺ってまいりました。図書館の併設をしたところに、コーヒーサロンがあります。相談件数、それなりにあるけれども、日常的にコーヒーを飲みに来るといった感じの雰囲気づくりに努めておりました。

やはりそのときに、袴田さんもおっしゃっていたのが、やはり来やすい雰囲気をつくることだと。その場所を知っていることがまず大切だということでした。今、深刻になられた方がもしいたとして、そのときになって見つけるというのはなかなかもう — 近視眼的になっているから、なかなか難しいのかと思います。日常からやはりそういうものがあるんだということを、もう少し私は周知していただければなということがあって、先ほどのちょっと意地悪な質問になりましたけれども、希望を含めまして、今後の来るべきときが来ないことを祈りながら、心血を注いでいただければということをお付けして質問を終わりたいと思います。

議長（竹内睦夫君） これで3番市川雄次議員の一般質問を終わります。

次に、11番佐々木弘志議員の一般質問を許します。

【11番（佐々木弘志君）登壇】

11番（佐々木弘志君） 11番佐々木弘志です。通告しております4件について一般質問いたします。

質問に先立ち、一言御礼と感謝を申し上げます。南極探検10周年事業の初めの一步が歩み始めようとしておりますが、このことは、市当局、白瀬南極探検隊記念館の職員を初めとする教育委員会等の関係者の皆さんの地道な活動によるものと、心から敬意を表します。また、にかほ市民、秋田県民の皆さんの御理解と後押しのためのもでもあります。秋田魁新報社初め、マスコミ各社におかれましても、例えば社説などと格段の御理解、御支援をいただいております。厚く御礼申し上げます。また、秋田県民運動としての糸口を開いてくれた自衛隊秋田地方協力本部本部長三浦博安氏、県庁OB加賀谷氏、秋田大学井上教授初め、日本南極OB会秋田支部の皆さんなどなど、心からの御指導、御支援をいただいているところであります。また、快く県民運動として取り上げてくれた、そして支援いただき、担当者まで配置していただいた秋田県知事、秋田市長の御理解と御配慮にも感服いたしているところであります。厚く御礼申し上げたいと思います。

それでは、一般質問を始めます。

まず初めに、公的な医療機関としてのJA秋田厚生連由利組合病院 — 以下由利組合病院、あるいは組合病院と述べます — の医療提供体制とサービスの状況について質問いたします。

1、平成6年11月に開設された組合病院建設時において、にかほ市 — 当時は旧3町でありましたけれども、負担した建設費、あるいは補助金等は幾らであったのか。

2、現時点における、にかほ市との関係において、負担金や、あるいは補助金等が支払われているとすれば、どんな項目で、それぞれ幾ら支払われているのか。

3、にかほ市における組合病院の医療提供体制と、にかほ市民に対するサービスの状況はどうなっているのか。

4、由利組合病院におけるにかほ市民の利用状況は把握しているのか。

(1)入院患者総数、うち 65 歳以上患者数。

(2)外来患者総数、うち 65 歳以上患者数。

5、2月13日の秋田魁新報の記事によれば、本荘第一病院では、鳥海山麓線、矢島駅と前郷駅から、当日の診療申し込みができる新サービスが実施されるとのことです。そこで伺います。組合病院でも、にかほ市民サービスとして診療申し込みの端末機等を各駅あるいはJA各支店、あるいはにかほ市の各市民サービスセンターに設置する等できないのか、伺います。

次に、介護保険事業計画について伺います。

平成12年4月、介護保険制度が発足し、9年目を迎えようとしております。この間、よりよい改正も行われ、高齢者や家族の介護に対する不安の解消に努められております。市当局初め、関係者各位に敬意を表するものであります。

さて、21年度からの第4期本荘由利広域介護保険事業計画が策定中と思われませんが、市長の市政報告の中にありましたけれども、主な見直し点、改善策について伺います。

1、第1号、第2号被保険者の保険料、これはどういうふうになったのか、上がったのか、下がったのか。

2、にかほ市に新たな特別養護老人ホーム、この件については、同僚の議員から何度も質問されているところではありますが、それと認知症対象施設が計画されているのか。

3、第3期事業計画にはなかった新規のサービスと、よりよくなったサービスは何か。

以上、3点について伺います。

三つ目の質問に移ります。雇用対策について伺います。

1、雇用打ち切りの現状について。

(1)派遣社員の雇用打ち切りは、にかほ市内の事業所では何人か。そのうち、にかほ市民は何人か。

(2)正規社員のリストラはそれぞれ何人か。

2、雇用対策について、どのように対処してきたか。先日の市長の市政報告の中で、雇用対策として50名の臨時職員の雇用を述べられております。小さな市の割には、大きな施策として評価したいと思います。しかし、市長は、さらに市独自の雇用対策を実施したいと述べられておりますが、それはどのような雇用対策ですか、伺います。

3、TDK本社へ雇用打ち切りや協力会社との取引打ち切りをしないよう申し入れしているか。

4、TDK協力会社むつみ工業がTDK100%子会社から取引停止を通告され、清算を余儀なくされているという。この件について、市としてどのように対処してきたか。従業員286人の雇用も含め、TDK本社の対応はどうだったのか。

5、市当局、議会、商工会、TDKOB等で、TDK本社へ雇用打ち切りや、協力会社との取引打ち切りをしないよう申し入れしてはどうか。

最後の質問に移ります。後期高齢者医療制度、今は長寿医療制度というふうに言ったほうがいいかもしれませんが、その見直しについて質問いたします。

昨年4月からスタートした後期高齢者医療制度については、廃止法案がスタート直後の6月6日に参議院本会議で可決されている。廃止法案が可決されているのです。また、日本医師会、塩川正

十郎元財務大臣、中曽根康弘元首相、作家の瀬戸内寂聴等、多くの方々が新聞、テレビ等で批判されているのは御存じのとおりであります。その成果は別として、6月12日には直ちに数々の見直し、改善策が公表されました。直近では、1月20日の新聞にこう記載された報告がありました。「後期高齢者医療制度(長寿医療制度)が改善されました。平成21年4月分から年金からお支払いの保険料を口座振替に変更できるようになります」と。このお知らせは、秋田県後期高齢者医療広域連合から出されております。このように、昨年4月スタートしたばかりの後期高齢者医療制度は、ころころと見直し、改善策がなされておるところであります。

そこでお伺いします。さらなる見直し、改善策についても、例えば、前回、私の一般質問の際、市長が前向きな答弁をしておりますが、国庫負担割合の増を含め検討されておるようでありますけれども、そこで、4点ほどお尋ねいたします。

1、昨年4月から現時点まで改正された点は何か。

2、今後改正される点は何か、あるいは改正すべく検討されている点は何か。

3、保険料における世帯単位の算定は見直すべきではないか。このことは、高齢者一人一人から保険料を徴収する仕組みの中で、算定基準に世帯単位の概念が含まれているため、制度を複雑にしています。保険料の多寡 — いわゆる多少がですね — が子供や配偶者の所得によって左右される世帯単位の算定は見直すべきではないか。

4、被扶養の矛盾を是正すべきではないか。この件については、保険料の急激な負担増を緩和するため、20年9月までは — 去年の9月までは保険料は不要、いわゆる凍結されております。10月から、ことしの3月、21年3月までは、本来の保険料の1割、9割の軽減ということで、全国平均でいえば、月額350円程度と。1割の負担ですからね。21年4月から1年間は、本来の保険料の半分、全国平均でいえば1,700円程度。ということは、3,400円ということですね。半額ということですから1,700円程度になっております。このように、激変緩和策、激変緩和措置がなされているため、あまりマスコミでもクローズアップされてはおりません。しかし、職場で加入する医療保険である被用者保険、健康保険組合、全国健康保険協会、皆さんの公務員共済組合、私立学校教職員共済組合、船員保険などは、被扶養されている75歳以上の方は新たに保険料を負担することになっております。このことは、74歳までの高齢者は被扶養の対象となる中で、75歳以上は被扶養から切り離されている。こういうことは、公平性の観点からも、明らかに矛盾するということで、早急に是正すべきと思いますが、お考えをお伺いします。

議長(竹内睦夫君) 答弁、市長。

【市長(横山忠長君)登壇】

市長(横山忠長君) それでは、佐々木議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは雇用対策について申し上げます。他については担当部長がお答えしますので、よろしくお願いたします。

なお、市政報告、あるいはさきに質問された議員のお答えとも重複する部分が多々ありますので、御理解をお願いしたいと思います。

世界的な金融危機による景気低迷は、大手部品メーカーのTDKも大きな影響を受け、2月10日

の日本経済新聞によると、TDKの今年1月8日時点での赤字は280億円を見込んでおりましたが、2009年3月期の連結最終損益は420億円の赤字を見込んでいるようでございます。これは、ドイツの新たにTDKさんが買収したエプコス(EPCOS)社の業績不振なども反映いたしまして、赤字幅が拡大をしているところでございます。欧州市場でも、携帯電話や自動車向け電子部品が低迷し、業績が悪化したとされております。この世界的な金融危機は、このにかほ市においても、その影響は深刻で、操業停止の企業が出るほどであります。まだ操業停止はしておりませんが、取引打ち切りという形の中で、9月以降、そうした形が心配される企業もあるわけでございます。

2月19日まで、県の企業活性化雇用緊急対策本部がまとめた昨年10月以降の離職者は、予定を含みますが、4,988人となり、このうち非正規労働者は2,983人というふうなことが発表されております。県の振興局がある8地域別に見ると、電子部品産業が集積する本荘由利地域が最も多く、1,103人となっております。業種別では、製造業が3,936人で、全体の8割を占めておりますが、製造業の内訳は、電気・機械が959人で最も多く、電子部品・デバイスが955人、精密機械が748人、輸送用機械が615人となっております。

御質問の雇用打ち切りの現状等ではありますが、ハローワーク本荘からの情報によりますと、1月末現在で、3月まで雇用調整対象予定派遣社員は753名となっております。市単位での通知は公表されておりません。由利本荘市、あるいはにかほ市がという人数の割合は公表されておりません。

次に、同じく1月末現在で3月まで派遣社員を除く雇用調整対象予定者は、ハローワーク本荘によると、174名、うち110名程度が正社員となっております。これらの数値については、ハローワーク本荘に対し、各事業所単位での離職等の相談から得た数字でございまして、にかほ市内の15事業所から相談を受けていると、このように伺っております。先ほど申し上げましたように、これについても市単位での人員の情報は得られておりません。

雇用対策についてどのように対処してきたかではありますが、御承知のように、昨年後半からの世界的景気低迷を受けて、管内では、電子部品製造を中心といたしまして、受注量の大幅な減少や、為替の変動などによりまして業況が悪化し、雇用調整が行われるなど、大きな影響を受けているところでございます。

このような状況下で、市では、昨年の12月17日に、にかほ市緊急雇用企業支援対策本部を立ち上げて、雇用調整対象者の新たな雇用環境の確保や、市内中小事業所の経営基盤の安定確保を図るために、各種の施策を講じることとしたところであります。これを受けて、12月22日に第1回本部会議、同じく26日に第2回対策本部会議を開催し、離職者対策や企業支援についての具体的な協議を行いました。そして、本年1月15日には臨時議会を招集し、提案しておりました雇用関連予算や条例改正案が審議され、御承認をいただいたところでございます。これを受けて、2月からは50名の臨時職員を雇用して、それぞれの部署で働いていただいているところでございます。

これからも国の各種の施策、こうしたことを踏まえながら、にかほ市における独自の施策を有効に活用して、雇用対策に力を注いでいきたいと思っております。

そこで、きょう、各世帯に広報が配られておりますが、新たに22名の募集を、きょう、広報でお知らせしたところでございます。

次に、T D K 本社へ雇用打ち切りや協力会社との取引打ち切りをしないよう申し入れてはどうかについてでございますが、これまでもさまざまな機会をとらえながら、T D K 本社を訪問しておりますが、1月22日にも訪問して、この不況に対するT D K の対策や方針など、また、今回の関連企業の受注の打ち切り、仕事の打ち切り等について、会長さんから直接お話を伺いました。御承知のように、12月末に新聞等で報道されておりますように、県内での320人を含む、国内で約1,000人の派遣社員の雇用打ち切りが発表されたほか、その後の報道では、中国などの海外でも8,000人以上、人員を整理するというふうな報道もございました。会社としては、現状の経済情勢から、苦渋の選択を余議なくされたものでございまして、今後の景気回復を待ち望みながらも、やはりT D K としての企業存続、そうしたことも含めて、危機感をもって改革をしていかなければならないというふうなお話でございました。

また、資金調達面でも御承知かと思いますが、有利子負債も相当額持っておりますので、この前の新聞にもありますように、社債840億円、これを銀行に引き受けていただいているところでございます。こうした体力維持に向けての対応も喫緊の課題として迫られているものと、そのように受けとめてまいりました。

しかしながら、地元企業への取引停止というふうな形になれば、地域が大変混迷すると、何とかできないものかというふうなお話もさせていただきましたが、改革路線については、これはやっていかなければならないというふうなお話でございました。

次に、むつみ工業への対処であります。私が上京中に、1月22日、むつみ工業から産業部のほうに、T D K - M C C との契約が8月末で終了するということがありまして、私のほうにもすぐ連絡がまいりました。私が連絡を受ける前に、この話は沢部会長さんからも伺ったところでございます。これに対して市では、同社に対しましては、社員の再就職支援や離職予定者の個々の実情に十分配慮されるように文書で要請をしているところであります。また、これに関して、T D K 本社の対応については、先ほど申し上げましたように、この景気低迷により、製造の効率化、コストの削減、物流の効率化のため、外注事業の集約を図る中での今回の打ち切りは、先ほども — 市民の皆さんにも大変申しわけない、社員の皆さんにも大変申しわけないと思いますが、会社としては、苦渋の選択だったというふうなことでございました。

それから、市当局、議会、商工会、T D K O B 等でT D K 本社へ雇用打ち切りや協力会社との取引打ち切りをしないよう申し入れてはどうかという御質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように、T D K 本社へは、機会をつくりながら訪問して、いろいろ会社との情報交換をし、当地における事業の継続と雇用の確保についてお願いをしているところであります。

これまでも、秋田県はもちろん、当にかほ市における企業集積地として重要な企業本体でございます。今回は、世界的景気低迷によることが原因でございまして、T D K 1 社の考え方ではどうにもならないような状況でございます。御質問については、これまでも訪問し、お願いをしておりますし、また、市民を代表してお願いをしております。引き続き信頼関係を保ちながら、地元での事業の継続と一層の雇用の確保についてさらにお願いをしてみたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、私のほうからは、由利組合病院の医療提供体制とサービスにつきましてお答え申し上げます。

まず、1番目の組合病院建設時において、旧3町の建設費に対する補助金は幾らだったかということですが、建設時点においての建設費に対する補助金は、平成4年度から平成10年度までの7年間に分割して交付しておりますが、総額で4億2,725万円であります。内訳は、旧仁賀保町が1億6,612万5,000円、旧金浦町が9,237万5,000円、旧象潟町が1億6,875万円であります。

現時点での建設費についての補助金等はありませんが、2番目に入ります。ただし、本荘由利広域市町村圏組合への負担金の中には、病院群輪番制事業及び小児救急医療支援事業分担金として由利組合総合病院への支出がございます。平成20年度におきましては、病院群輪番制事業分担金は500万9,000円あります。それから、小児救急医療支援事業分担金は16万円あります。もう一つございます。平成19年度において、地域の中核病院としての機能を堅持するということで、医師確保、それから医療の充実ということで、にかほ市から200万円が支出されております。

それから、3番目の医療提供体制とサービスの状況ですが、特別な医療提供体制はございませんが、この地域における中核拠点病院としての重要な役割を担っていただいております。また、市が実施しております乳児健診への小児科医の派遣、あるいは集団検診等への積極的な御協力をいただいているところであります。

それから、4番目のにかほ市民の利用状況でございますが、平成19年度末の時点ではありますが、にかほ市民の入院患者実数、これが4万5,826人、これは延べ人数であります。それから、外来患者実数、これは7万520人でありました。ただし、65歳以上の患者数につきましては、情報を得ることができませんので、よろしく願いいたします。

次に、診療申し込み用の端末機の設置につきましては、各病院の事業方針、あるいは経営方針もあろうかと思われますので、実施するとすれば、それらと協調しながら、行政として協力できることがありましたら、協力しまして、市民の利便性が図られるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、介護保険事業計画についてお答えいたします。

現在、にかほ市と由利本荘市で構成する広域圏組合におきまして、国の基本指針に基づいて、平成21年度から23年度までを期間とする第4期介護保険事業計画の策定を進めているところであります。1の御質問の介護保険料につきましては、第4期計画に盛り込まれる介護サービス給付費等の総額に対する被保険者分、これは1号被保険者が20%、2号被保険者が30%の負担となりますが、これが保険料収納必要額として求められることとなります。

第4期の計画期間における第1号被保険者、これは満65歳以上の方の保険料は、今後、介護保険事業計画策定委員会で計画案を審議した後、今年度中に広域議会においての議決を経まして決定され、公表されることとなります。

このように、現在、計画策定作業中でありまして、現段階で具体的な保険料額はお示しできないわけですが、策定作業の中では、介護報酬の3%の増額改定による保険料の上昇分を抑制するために交付されます国の臨時特例交付金を充てるほか、第3期において積み立てを行った介護

給付費準備基金、これを取り崩すことによりまして、現在の保険料の水準を上回ることなく、第3期と同額を維持する方向で現在検討を進めております。

また、2号被保険者、これは満40歳以上から満65歳未満の方ではありますが、これらの方の保険料につきましては、それぞれの方が加入されております医療保険の一部として納めていただいておりますが、その具体的な金額につきましては、各医療保険者において決定されることになっております。

それから、2番目の4期計画における施設等の整備計画であります。御質問の特別養護老人ホームにつきましては、現在の骨子案では、広域圏組合において、平成22年度以降、定員にして150床の増加を見込んでおります。当然、この中には、私どもが希望するところの定員50床も含まれているものであります。

この施設整備計画に関しましては、平成21年度以降、事業者が県へ整備計画を提出して事業を行うこととなります。また、一方、認知症対応型共同生活介護の施設、いわゆるグループホームにつきましては、平成22年度以降に広域全体で4ユニット、36人の増加を見込みまして、月平均172人の利用者を見込んでおります。

グループホームに関しましては、認知症対応型通所介護事業等を含めまして、地域密着型サービスということになるために、これは広域圏組合の地域密着型サービス実施指針、これに基づきまして、これらの事業を行う事業者を毎年公募しまして、事業者が広域組合に事業実施の申請手続をとることとなります。

なお、これらの事業計画の内容につきましては、広域の第4期介護保険事業計画骨子案といたしまして、昨年12月15日からことしの1月16日までの期間にパブリックコメントの手続を行いまして、公表しているものであります。

それから、3番目についてお答え申し上げます。第3期にはなかった新規のサービスと、よりよくなったサービスは何かということですが、介護保険制度は、高齢化社会における介護問題解決のために要介護認定者等の自立を支援しながら、高齢者の介護問題を社会全体で支え合っていく仕組みとして施行されてから9年が経過しております。この間、サービス提供基盤は急速に整備されまして、私たちの高齢期を支える制度として定着してきております。

今回、策定する第4期計画につきましては、平成27年の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置きながら、平成26年度の目標に至る中間段階の位置づけという性格を持っておりまして、介護予防、在宅ケア、認知症ケアの推進、地域ケア体制の整備など、介護保険制度改革に掲げた課題への取り組みを引き続き進めていくことにしております。

第4期計画におきましては、第1期から第3期までのこれまでの介護保険事業計画を顧みたま上で、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の確保、あるいは地域支援事業を計画的に行うことを主眼に策定しております。

第4期計画における介護サービスのメニューの中で、新たなサービスの計画についてでありますけれども、新規となるサービスの種類は特にございませんが、サービス提供の量的な面に関しては、施設の整備を初め、介護予防を含めまして、在宅介護サービス全般にわたって増加を見込んでおり

まして、介護を必要とする高齢者や、その家族のニーズにはこたえることができるように、安定した質の高いサービスの充実が図られるよう計画されております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） それでは、次に、後期高齢者医療制度の見直しについての御質問にお答えいたします。

初めに、昨年4月から現時点までに改正された点についてでございます。第1点目として、低所得者に対する保険料の軽減が行われました。均等割のさらなる軽減として、7割軽減が8.5割軽減になりました。所得割の軽減として、所得割を負担する被保険者のうち、所得の低い方、具体的には年金収入153万円から211万円までの方につきましては、5割軽減になりました。平成21年度以降は、均等割の7割軽減世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下の場合には9割軽減になります。所得割の5割軽減も継続することになっております。

第2点目として、被用者保険の被扶養者であった方については、制度加入時から2年間の軽減措置、これは均等割を5割軽減するというものでございますが、これに加えまして、平成20年4月から9月までの半年間は、均等割額、全額免除、10月から平成21年3月までの半年間は9割軽減になりました。平成21年度も同様に9割軽減の措置が継続されることになっております。

第3点目として、保険料の年金からの支払い、天引きについては、公的年金額が18万円以下、かつ介護保険料と合算した保険料額が年金額の2分の1を超えない方が対象でございましたが、これまで2年間、国民健康保険の保険料の納め忘れがなかった場合と、年金収入が180万円未満の方で、世帯主や配偶者が本人にかわって支払う場合には、平成20年10月から口座振替を選択することができることになりました。にかほ市では25名の方が口座振替を選択しております。また、21年4月からはすべての方が選択できることになっております。現在までに新たに25名の方が手続をしております。

次に、今後改正される点についてでございます。政府・与党や厚生労働省など、さまざまなレベルで制度の一部改正や抜本見直しなどが議論されているようではありますが、正式に決定しているものはございません。典型的なものは、舛添厚労相の私案というようなものだと思いますが、これも決定しているものではございません。

三つ目の保険料の世帯単位の算定は見直すべきではないかとの御意見であります。後期高齢者医療制度における保険料の算定は、あくまでも被保険者個人単位で原則的に行われておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

秋田県の後期高齢者医療保険料は、被保険者個人の均等割が3万8,426円、被保険者個人の所得に対する所得割が7.12%となっております。ただし、先ほど御質問がありましたように、保険料は個人単位で算定されますけれども、保険料を軽減する場合の基準となります金額は、世帯主と被保険者全員の総所得金額の合計額で判定されることになっております。これは高齢者医療制度を維持していくためには、国による控除、それから若年層による共助だけではなくて、家族による自助もお願いしたいという考え方によるものと思われま。議論の分かれるところだと思います。

最後に、被扶養の矛盾を是正すべきではないかとの御意見であります。基本的には、被保険者は、

等しく医療を受ける権利を持っておりますので、同じように、被保険者は等しく保険料を納める義務があるものと考えております。従来の老人保健制度では、同じ75歳以上の被保険者であっても、国保に加入する被保険者には保険料の納付義務があり、社会保険などの被扶養者である被保険者には保険料の納付義務がないという矛盾がありましたけれども、新しい後期高齢者制度においてはこの矛盾は是正されております。

一方で、今まで納付義務がなかった社会保険などの被扶養者であった方々に、保険料を負担していただくことを改悪といいますか、このことを矛盾と考える方々も多くおられます。むしろ、こちらの声のほうが大きくて、制度の一部改正が繰り返されてきたというのが実際のところでございます。少子・高齢化が進み、高齢者医療費が年々増加していく状況の中で、老人保健制度にかわる将来にわたって持続可能な新しい老人医療保険制度をつくる必要があるという共通認識のもとに、10年以上にわたる議論を経まして創設された後期高齢者医療制度でございますが、多くの批判があることは御承知のとおりでございます。今後の議論の中で、御指摘のあったケースも含めまして、国民の多数が矛盾と感ずるものについては是正されていくものと思っております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 11番佐々木弘志議員。

11番（佐々木弘志君） 先ほど組合病院の件で答弁いただきましたんですけども、詳しく答弁いただきましてまことにありがとうございます。

最後の質問の中の、診察の受け付けというのは、行った人だとほとんどわかると思うんですね。行くまで何時間もかかると。それで、到着してからもまた診察を受けるまで何時間もかかると。診察は1分か5分ぐらいで終わると。あるいは、もちろんたくさんかかる場合もあるわけですけども、そういうのが通常であるということで、そのほかに、今までは薬をもらうのに、いわゆる診察を終わってから薬をもらうのにまた1時間ぐらいかかるというような形でしたけれども、この点については改善されているんですよ。組合病院の広場の中に、薬局のほうでやっているんでしょうか、担当者が2名ほどおまして、そこに、いわゆる診察した後の処方せんを持っていくと、すぐファクスで地元の薬局に送ってくれるんですよ。そうすると、約1時間ぐらいで、それですと帰れるわけですね。だから、そういう改善もなされているわけで、ぜひ、私が今申し上げたのも、例えば私の知人でも、朝、受け付けのためにわざわざ仁賀保地区の娘さんに行ってもらおうと。それで、娘さんはそれで帰ってくるわけですね。そして、おばあちゃん、あるいはおじいちゃんは、自分のところのほかで住んでいる、同じ金浦地区で住んでいるわけですけども、そこのお嫁さんを頼んで、それから後に行くというような形で、そうすると、2回往復する、受け付けだけで2回往復したりなんかしているわけです。だから、そういう形で、やはり患者の皆さんは大変苦労しているわけなので、そこら付近も、もし心ある医療体制ということであれば、ぜひ検討していただければありがたいと思います。

それから、次の介護保険計画について、これも健康福祉部長のほうですね。できれば、教育民生委員会のときにその案をいただければいいんですけども、間に合わないですか。間に合わないですか。骨子案です。

【健康福祉部長（笹森和雄君）「パブリックコメントで……」と呼ぶ】

11 番（佐々木弘志君） そういうなっている分だけで。

議長（竹内睦夫君） やりとりしないで、ちゃんと。

11 番（佐々木弘志君） 大変失礼しました。議長を無視しまして大変申しわけありません。

まず、とりあえずそれだけでいいです。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 介護保険事業計画の第 4 期計画につきましては、昨年の末から 1 月の中旬までパブリックコメントということで、骨子案を示してございますので、それでよければ提出することができます。

議長（竹内睦夫君） 11 番佐々木弘志議員。

11 番（佐々木弘志君） ついででございますので、一つ、福祉用具購入ということで、1 年間に 10 万円を限度として利用できると。例えば 5 万円の福祉用具を購入すれば、自己負担は 5,000 円で済むと。9 割補助という制度がございますけれども、ぜひこれを — 急に 50 万円というわけにはいかないと思うんですけども、20 万円でも 30 万円でも少しでも上げていただきたいなと思っております。

というのは、この前新聞で見たんですけども、「介護機器事業、成長の柱に」と、これは雇用対策のほうでも述べたいなと思っていたんですけども、この新聞では、ユニチャームと日立とが新会社をつくって、自動採尿装置というものをつくっているわけです。7 年間研究しているということですね。現在は、ユニチャームというのは、御存じのとおり生理用品を中心としておりますけれども、今、平成 7 年ぐらい前から、介護の、いわゆるおむつですね、そちらのほうと売り上げが逆転しているというぐらいに、やはり介護の需要というのが大きくなったと。それで、その専門でありましたこの会社が、機械のほうのつくる側の専門家である日立と共同してやっているというようなことで、やはり 10 万円を超えるんですね。

ですから、なるべくそういうものとか、あるいはちょっと今正確な言葉を思い出せないんですけども、バスエレベーターというか、ふるの中で上がりおりできるようなものですね、約 30 万円ぐらいかかると。それから、クレーンでふるにおろす場合もやっぱり 50 万円ぐらいかかると。というような形で、やはり在宅を中心として考える方向に、今、介護保険のあれが計画されているとすれば、そういう面であれば、介護する家庭の人だけじゃなく、例えばヘルパーを呼んでも、体力が大変要る仕事でございますから、そういう面でも軽減されるのではないかなと思いますので、10 万円から、極端にすぐ 30 万円というのは無理かもしれませんが、15 万円とかというような形で、少しずつ上げていただければいいなと思いますが、そこら付近、まず、もし機会があったら提案していただきたいと思います。

それから、介護保険はいいです、これで。大変世話になっておりますのでですね。

それと、それでは、雇用対策、関連がありましたので。市長の答弁の、いろいろと詳しく答弁をいただきました。ありがとうございます。平成 13 年、14 年ですか、同じようなことが起こりましたね。特に金浦地区においては、金浦 T D K さんがほかの会社と合併して、大幅な、リストラとい

うよりも、希望退職というような形でありました。ですから、似たような感じのもの、海外情勢はちょっと違うかもしれませんが、そのときにもいろいろ当時の常務のお話とか、いろんな形で、新聞紙上、あるいは役所に来て、いろいろ担当総務部長が説明をしたりなんかしているんですけども、その件について、市長のほうへTDKのほうから来て説明するというようなことは、先ほどは市長がお伺いして、本社のほうへ行ったりなんかしているいろいろ聞いたということですけども、TDKの総務部長クラスがこちらに来て、あるいは秋田地区の総務部長が来て説明したということはないですか。それは、むつみ工業さんの件も含めて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 総務部のほうからは、非派遣社員の雇用調整、そのときも、新聞報道される1日か2日ぐらい前に、こういう形でやらざるを得ないという話は総務部長のほうからお話がありました。

それから、むつみさんについては、先ほど申しあげましたように、むつみさんが産業部のほうに来て、そういう形でありましたけれども、本所に私が行ったときは、その前に沢部会長さんからそういうお話を聞いたことでございます。

議長（竹内睦夫君） 11番佐々木弘志議員。

11番（佐々木弘志君） もう一つ、一番最後の質問のTDK本社へみんなで行こうという話は、前の商工会の会合の中でも発言しておりますけれども、やはり野球の応援には何百万円というような形でかけて、出かけて行っているわけですね。しかし、こういうときこそ、やはり議会の皆さんも含めて行くと、別に攻めていくわけではないんですけども、やはり行って、明るい見通しを聞くとかというような形をするべきではないかなと思います。その点ではどうでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 都市対抗野球は、にかほ市の代表として行っている関係で、そういう形が長年の歴史の中でやっているわけですね。今回の場合、TDKさんにもかほ市は特別な地域という強い思いはありますけれども、どうしても今回の不況については苦渋の選択をしなければならなかったと。そういう中で、私は今、少しは静観して我々は見ているのも一つの方法ではないかなということで考えておまして、御質問のような形での本社に行くという形は考えておりません。

議長（竹内睦夫君） 11番佐々木弘志議員。

11番（佐々木弘志君） 平成13年当時の新聞をひもといたんですけども、そのときもいろいろと不況に対してリストラから何かあったので、そのとき、こう言っている社長がいるんですね。これは秋田市の社長なんですけれども、「痛みを分かち合う企業間の連携がこの不況を乗り切る最大のキーワードだ。人材を受け入れたり、あるいは受注情報の交換をしたり、個々の企業が得意とする専門技術を提供し合うなど、協力体制の構築に可能性を見出している」、というような形で頑張った企業もおるわけでありまして。それで、一つ、思いつきで大変申しわけないんですけども、先ほど、私、申し上げたユニチャームさん、日立さんとの新会社をつくって、7年間も共同して介護機器をつくっていたと。そういう実力は、この地域でもあるんじゃないでしょうか。そこら付近、いろいろ新しい産業を興すというか、介護というと、すぐヘルパーとか、そういうことに考

えがいくのはそれは当然ですけども、そのほかに、そういう新しい工業というか、そういうのを、それだけの力は、私、TDKさんのみならず、周辺の企業のいろんな力を見ますと、できるんじゃないかなと思いますので、市長のほうからそういうような提案をしていただければいいと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 13年当時のITバブルと今とは全然様相が違うわけですね。全産業に及んでいるという形の中で、なかなか景気の回復の見通しが立たないというのが今の現状だろうと思います。今、御提案のそういう福祉関係のものの開発、それについても、我々も、TDKさんは別にしても、地元の中小企業、これまでいろいろ技術が養われてきたわけですが、それをさらに高めるための対策もこれから講じてまいりたいと、いろいろ検討をしているところでございます。したがって、これから、にかほ市の工業振興会、こういうところともいろいろ検討しながら、そういうところにも取り組むことができるような技術を高めることにも行政としてもお手伝いをしてまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 11番佐々木弘志議員。

11番（佐々木弘志君） これからもひとつ、特にこの地域はTDKさんあってのにかほ市みたいなものでございますから、ぜひ本社、あるいはこの地区のそれ相当の方々と絶えず対話をさせていただきたいと思っております。

ある一部の報道では、トヨタも5月ぐらいからは増産体制に入るようなことも報じられておりますし、だから、その報道が正しいか、正しくないかは別として、我々としてはやはり明るく前向きにいろいろ考えていくべきではないかと思っておりますし、市長もそういう観点でぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、……

議長（竹内睦夫君） 佐々木弘志議員、間もなく時間を迎えますので。

11番（佐々木弘志君） ……後期高齢者の医療制度、長寿医療制度について、最後お伺いします。

ぜひ見直しについては、国庫負担増、5%増にすると55%になるわけですから、そのところは、市長、市長会において一生懸命見直しをやるように、述べていただきたいと思います。

それから、先ほどの振替の問題なんですけれども、口座振替の件ですけれども、広報では、いつそれをされましたか。4月からの分について。

議長（竹内睦夫君） 時間を超過しておりますので、簡潔に1点だけ答えてあげてください。市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 直接本人あてに通知したそうでございます。

【11番（佐々木弘志君）「わかりました。終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで11番佐々木弘志議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午後4時1分 散会

